

東日本大震災により被災された方の
宮古市被災者支援ガイドブック

令和5年6月版



宮古市

目 次

はじめに

P 5～16

本書の掲載内容について	P 5
1 住所変更手続き	P 5
2 全国避難者情報システムへの登録	P 6
3 り災証明書の発行	P 6
4 り災判定からみた支援一覧	P 7
5 人的被害からみた支援一覧	P 8
6 利用できる支援制度	P 9
7 住宅再建のための支援制度	P 10
(1) 民間賃貸住宅入居の支援制度	P 10
(2) 住宅を建設・購入するための支援制度	P 11
(3) 被災した住宅を補修・改修するための支援制度	P 13
(4) 融資の支援制度	P 15
(5) 各種支援制度	P 16

I お金の支援制度

P 17～41

1 基礎支援金（被災者生活再建支援制度）	P 17
2 加算支援金（被災者生活再建支援制度）	P 18
(1) 加算支援金（建設・購入）	P 18
(2) 加算支援金（補修）	P 18
(3) 加算支援金（賃貸）	P 18
3 災害弔慰金	P 19
4 災害障害見舞金	P 20
5 義援金	P 21
(1) 国・県に寄せられた義援金	P 21
(2) 宮古市に寄せられた義援金	P 22
(3) 義援金振込日確認表	P 24
6 生活資金や生活再建の資金貸付	P 25
(1) 災害援護資金	P 25
(2) 生活福祉資金	P 26
7 就学進学支援・奨学金	P 27
(1) 返済不要の奨学金	P 27
(2) 無利子の奨学金貸付	P 29
(3) 就学・進学の支援	P 31

8	税や医療費などの各種減免制度	P 35
(1)	介護保険利用者負担金の被災減免	P 35
(2)	医療機関での一部負担金の免除	P 35
(3)	障がい福祉サービスなどの利用者負担の被災減免	P 35
(4)	下水道受益者負担金猶予	P 35
(5)	税金にかかる被災減免・非課税扱い・特例措置など	P 36

Ⅱ 住まいの再建支援制度

P 42~76

1	避難の支援	P 42
(1)	みなし仮設住宅	P 42
2	再建の支援	P 43
(1)	住宅を建設・購入するための支援	P 43
(2)	被災した住宅を補修・改修するための支援	P 48
(3)	被災した宅地の復旧への支援	P 51
(4)	太陽光発電システム設置への支援	P 53
(5)	住まいの復興給付金制度	P 55
(6)	宮古市営浄化槽事業	P 56
(7)	浄化槽再設置支援事業	P 56
(8)	木質バイオマスストーブ設置事業補助金	P 57
(9)	被災された方の住宅ローンなどの支援	P 58
(10)	被災元が災害危険区域に指定された場合の支援	P 60
(11)	土地区画整理事業施行区域に指定された場合の支援	P 64
(12)	宮古市復興事業位置図	P 65
(13)	災害公営住宅	P 66
(14)	宮古市営災害公営住宅	P 68
(15)	公営住宅への入居申し込みについて	P 74
(16)	民間賃貸住宅への入居にかかる支援	P 74
(17)	転居にかかる支援	P 75

Ⅲ 福祉・健康の支援制度

P77~81

1	生活困窮の方への支援	P 77
(1)	生活保護制度	P 77
(2)	くらしネットみやこ相談室	P 77
2	子どものこころの健康や養育の支援	P 78
(1)	いわてこどもケアセンター	P 78
(2)	児童相談所	P 78
3	被災遺児への支援	P 79
(1)	母子・父子自立支援員兼子育て支援員	P 79
(2)	未成年後見制度	P 79
(3)	里親制度	P 80
4	緊急時の精神科受診の相談窓口	P 81
	岩手県精神科救急情報センター	P 81
5	健康づくりの支援	P 81

Ⅳ 相談窓口

P82~95

1	生活の再建に向けた相談	P 82
(1)	宮古市環境生活課生活安全係	P 82
(2)	宮古市写真返却センター	P 82
(3)	宮古地区被災者相談支援センター	P 82
(4)	いわて被災者支援センター	P 83
2	住宅トラブルの相談	P 84
	住まいるダイヤル	P 84
3	仕事の相談	P 85
(1)	仕事探し・職業訓練の支援	P 85
(2)	職業訓練中や失業・離職にかかる支援	P 87
4	被災事業者への支援	P 89
(1)	宮古市被災中小企業対策資金利子等補助金	P 89
(2)	東日本大震災復興緊急保証	P 89
(3)	岩手県被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金	P 90
5	困りごとや悩みごとの相談	P 91
(1)	地域の身近な方への相談	P 91
(2)	東日本大震災によるストレスや悩みなどの相談	P 92
(3)	法律相談	P 94
(4)	裁判所の手続案内窓口	P 95

本書に関するお問い合わせ先

宮古市 市民生活部 生活課 被災者支援室

市役所 1階 TEL0193-68-9136

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目 1番 30号

平日 8時 30分~17時 15分 (12月 29日~1月 3日を除く)



はじめに

本書の掲載内容について

東日本大震災で被災された方への各種支援制度について、概要を掲載しました。

各支援制度の詳しい内容や具体的な手続きは、掲載のお問い合わせ先でご確認ください。掲載した内容は令和5年6月1日現在のもので、今後、変更されることがありますので、ご注意ください。

前回（令和3年5月）掲載内容から変更があった箇所は、赤字で記載しています。

1 住所変更手続き

住まいを変える場合、転出する市町村役場にあらかじめ届出を行い、転入や転居をした市町村役場には14日以内に届出を行うことが、住民基本台帳法により義務付けられています。

住宅の再建や公営住宅等への入居などにより居住地が変わっている方は、転居・転出・転入の届出をお願いします。住所についてのお問い合わせ・届出などは、下記までお願いします。

なお、郵便局による郵便物の転送期間は1年間です。住所と実際の居住地が異なる方は、忘れずに郵便局で更新手続きをしてください。

お問い合わせ先

宮古市 総合窓口課 市民窓口係
市役所 1階 TEL0193-68-9077

※総合事務所・出張所でも転居・転出・転入の届出を行うことができます。

施設名	住所	電話番号
田老総合事務所	〒027-0307 宮古市田老一丁目3番4号	0193-87-2111
新里総合事務所	〒028-2101 宮古市茂市第2地割112番地1	0193-72-2111
川井総合事務所	〒028-2302 宮古市川井第2地割186番地1	0193-76-2111
崎山出張所	〒027-0097 宮古市崎山第1地割16番地1	0193-62-6036
津軽石出張所	〒027-0203 宮古市津軽石第4地割40番地6	0193-67-2111
重茂出張所	〒027-0111 宮古市重茂第1地割61番地1	0193-68-2111
花輪出張所	〒027-0035 宮古市花輪第9地割11番地1	0193-69-2111
小国出張所	〒028-2422 宮古市小国第20地割32番地3	0193-78-2111
門馬出張所	〒028-2631 宮古市区界第3地割32番地20	0193-77-2111
川内出張所	〒028-2513 宮古市川内第5地割7番地3	0193-75-2111

2 全国避難者情報システムへの登録

東日本大震災により、被災市町村から他市町村へ避難している方は、避難先市町村へご自身の情報をご提供ください。

避難前にお住まいの県や市町村から、様々なお知らせをお届けできるようになります。すでに登録している方が避難先を変更された場合には、あらためてご連絡ください。

- 〈例〉・宮古市で被災し、現在は盛岡市に避難 → 盛岡市役所へ連絡
・福島県で被災し、現在は宮古市に避難 → 宮古市役所へ連絡

◆ご提供いただく内容 氏名、生年月日、性別、避難前と避難先の住所など

お問い合わせ先 宮古市 **生活課 被災者支援室**
市役所 1階 Tel.0193-68-9136

3 り災証明書の発行

災害により居住または所有する建物に被害を受けた方、また、建物に被害を受けた事業者の方へ、り災証明書を発行します。

◆実施期間 当分の間

お問い合わせ先 宮古市 **税務課 管理係**
市役所 2階 Tel.0193-68-9071

4 り災判定からみた支援一覧

り災証明書の判定を主な基準にした支援の一覧です。
 発災時に自ら居住していた住宅についてり災証明書の被害の程度を確認してください。
 △は条件があります。

	全壊（解体）	大規模半壊	半壊	一部損壊
基礎支援金 P 17	※受付終了 複数世帯 100万円 単数世帯 75万円	複数世帯 50万円 単数世帯 37.5万円	△ ※やむをえず 解体した場合	
義援金（国・県） P 21	1世帯 182万4千円	1世帯 112万9500円		
義援金（市） P 22～23	1世帯 11万8千円	1世帯 7万5000円		
災害援護資金 P 25	世帯主が重傷などにより融資			
就学・進学への支援 P 31～34	※受付終了 学用品費、入学選考料、授業料、修学旅行費 などの費用を支援			
減免など P 35～41	負担金、税金の減免など			
住宅再建 P 43～77	各種支援金			
災害復興住宅融資 P 58	住宅金融支援機構による融資			

5 人的被害からみた支援一覧

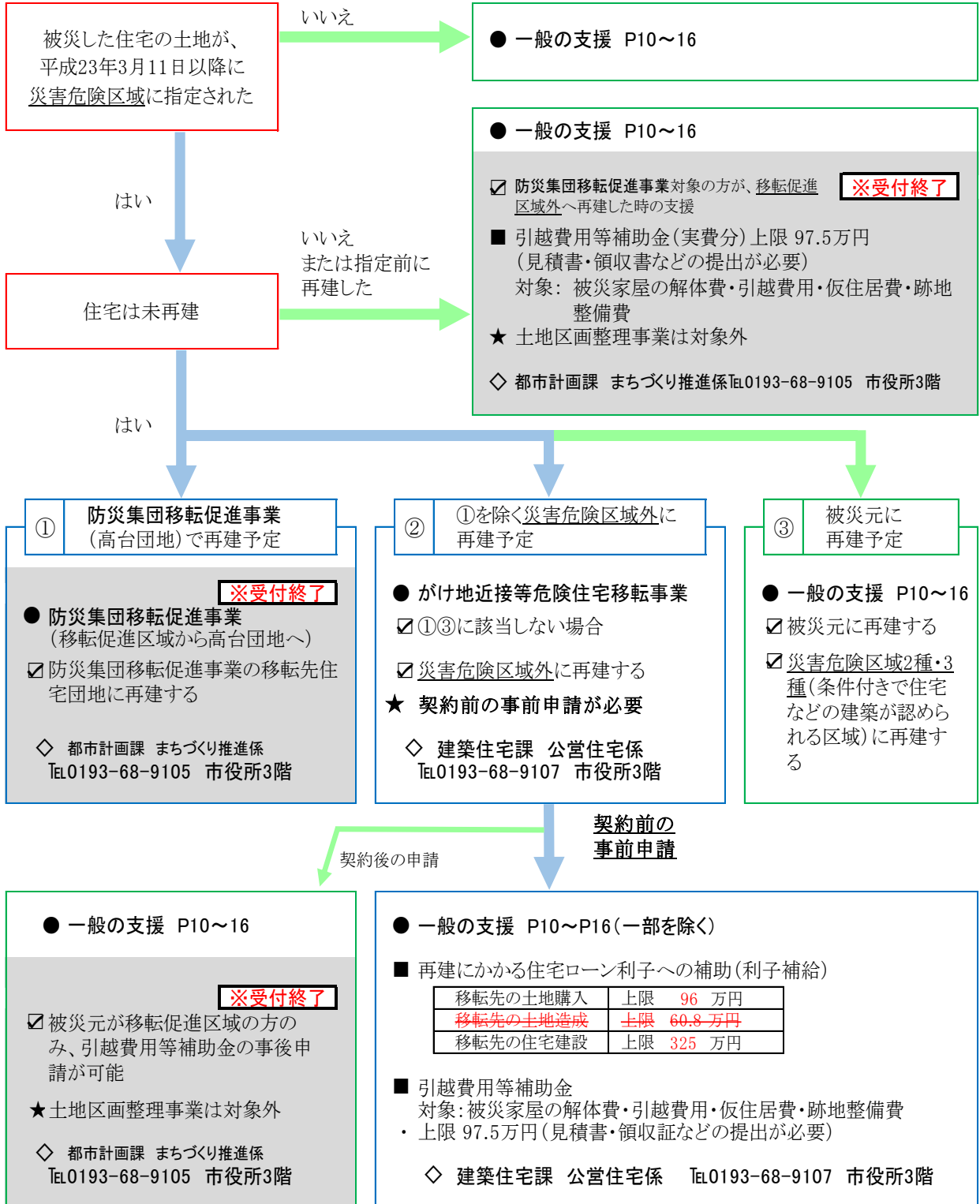
災害弔慰金 P 19	生計維持者の死亡	1人あたり	500万円
	生計維持者以外の死亡	1人あたり	250万円
災害障害見舞金 P 20	生計維持者が重度の障害	1人あたり	250万円
	生計維持者以外が重度の障害	1人あたり	125万円
義援金（国・県） P 21	死亡または行方不明	1人あたり	182万4千円
義援金（市） P 22～23	死亡または行方不明	1人あたり	11万8千円
	親の死亡（18歳未満）	1人あたり	両親死亡 30万円 片親死亡 20万円
		災害障害見舞金	1人あたり
災害援護資金 P 25	世帯主が重傷などにより 融資		
奨学金 P 27～30	親の死亡により 奨学金（返済不要や無利子など）		
就学・進学への支援 P 31～34	保護者の死亡などにより、学用品費、入学選考料、授業料、修学旅行費などの費用を支援		
減免など P 35～41	負担金、税金の減免など		
震災遺児への支援 P 80～81	相談先、保護者に代わる法定代理人の選定、里親制度など		

6 利用できる支援制度

被災元が災害危険区域の指定を受けたかにより支援制度が異なります。災害危険区域の支援制度は、契約・着手前に市へ事前相談することが大切です。

☑ **災害危険区域**は、住宅などの建築が制限される区域です。詳しくはお問い合わせください。

◇ 都市計画課 管理計画係 Tel0193-68-9108 市役所3階



7 住宅再建のための支援制度

◇福祉課 生活福祉係 Tel0193-68-9083 市役所1階

● **基礎支援金**(被災者生活再建支援制度)

期限令和2年年4月10日

- ・ **大規模半壊以上または解体**※1

※受付終了

- ☑ 住宅に被害を受けた世帯への給付金(固定額)

対象世帯	全壊	解体※1	大規模半壊
複数世帯	100万円	100万円	50万円
単数世帯	75万円	75万円	37.5万円

※1 住宅が半壊以上で、やむをえない事由で解体した場合

住宅を建設・購入

P11～12、P15～16

被災した住宅を
補修・改修

P13～16

民間賃貸住宅へ入居

下記およびP15の一部

災害公営住宅または
公営住宅へ入居

P15～16の一部

(1) 民間賃貸住宅入居の支援制度

◇福祉課 生活福祉係 Tel0193-68-9083 市役所1階

● **加算支援金(賃貸)**(被災者生活再建支援制度)

期限:令和3年4月10日

- ・ **大規模半壊以上または解体**※1
- ・ 再建場所の要件なし

★加算支援金(賃貸)が支給された後に建設・購入または補修した場合、加算支援金(建設・購入)または(補修)は、(賃貸)支給額を差し引いた額で支給

※受付終了

- ☑ 民間賃貸住宅への入居を補助(固定額)

- ・ 複数世帯:50万円
- ・ 単数世帯:37.5万円

★住宅の契約段階で被災元市町村へ申請可能

★公営住宅への入居は対象外

◇生活課 被災者支援室 Tel0193-68-9136 市役所1階

● **宮古市被災者転居費用支援事業**

期限:令和4年3月31日

- ・ **半壊以上**

★転居先は市内に限定

★被災元が災害危険区域に指定された方で、下記の引越費用等の補助金を利用できる方は対象外

P9・防災集団移転促進事業(受付終了)

・がけ地近接等危険住宅移転事業

※受付終了

- ☑ 新居を恒久住宅として転居した際の費用を補助

- ・ 上限5万円
- ・ 引越業者を利用した場合のみ

★避難先から補修した住宅への転居費用は対象外

市

(2) 住宅を建設・購入するための支援制度

◇福祉課 生活福祉係 Tel0193-68-9083 市役所1階

● 加算支援金(建設・購入)(被災者生活再建支援制度)

期限:令和2年4月10日

- ・大規模半壊以上または解体※1
- ・再建場所の要件なし

☑住宅の建設・購入を補助(固定額)

- ・複数世帯:200万円
- ・単数世帯:150万円

★住宅の契約段階で被災元市町村へ申請可能

※受付終了

● 被災者住宅再建支援事業補助金(県・市の共同補助金)

期限:令和4年3月31日

- ・全壊または解体※1
- ★再建場所は県内に限定

☑住宅の建設・購入を補助

- ・複数世帯:上限 100万円
- ・単数世帯:上限 75万円

★住宅の完成・購入後に再建先市町村へ申請

※受付終了

県

● すまいの再建促進事業補助金

期限:令和4年3月31日

- ・全壊または解体※1
- ★再建場所は市内に限定

☑住宅の建設・購入を補助

- ・複数世帯:上限 200万円
- ・単数世帯:上限 150万円

★住宅の完成・購入後に宮古市福祉課へ申請

※受付終了

市

◇都市計画課 まちづくり推進係 Tel0193-68-9105 市役所3階

● 被災宅地復旧支援事業補助金

期限:令和3年3月31日

- ・10万円～上限 200万円

★再建先市町村へ申請(県内限定)

県

● 浸水宅地等復旧支援事業補助金

期限:令和3年3月31日

- ・10万円～上限 50万円

★住宅を新築する宅地であること(再建場所は市内に限定)

市

- ☑被災した宅地の復旧工事費用を補助
- ・一部損壊以上
 - ・20万円以上の工事費の2分の1を補助

□助成対象工事

- ・のり面の保護工事、側溝などの排水施設の設置工事、地盤の補強工事および整地工事(盛土は高さ50cmまで)、擁壁の設置工事および補強工事、地盤調査など

★居住用でもアパート経営などの事業用の土地や、P2防災集団移転促進事業、土地区画整理事業で整地した土地は対象外

- ・その他、各種条件があることから、施工前に要相談

◇岩手県 環境生活企画室 Tel019-629-5273

● 岩手県被災家屋等
太陽光発電設備導入費補助金

期間:令和4年4月1日～令和5年3月10日

(注)申請額が予算額に達した時点で受付終了

- ・半壊以上
- ・1kWあたり2万円を補助
- ★設置場所は県内に限定

県

※受付終了

☑太陽光発電システムの設置を補助

- ・最大出力10kW未満
- ★設置完了(電力受給開始)後の申請

県・市補助併用可

◇エネルギー推進課

エネルギー推進係 Tel0193-68-9079 市役所4階

● 宮古市住宅用太陽光発電システム
導入促進費補助金 …①

期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- ★電力受給開始日から3ヶ月以内
- ・被災要件なし
- ・1kWあたり4万円(上限 25万円)を補助
- ★設置場所は市内に限定
- ★市内事業者により設置されたもの

市

● 宮古市蓄電池システム導入促進費補助金 …②

期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- ★太陽光発電システムと接続した日から3ヶ月以内
- ・被災要件なし
- ・1kWhあたり3万円(上限20万円)を補助
- ★設置場所は市内に限定
- ★市内事業者により設置されたもの

※①と②は併用可

◇建築住宅課 公営住宅係 TEL0193-68-9107 市役所3階

● 被災者定住促進住宅建築利子補給事業補助金

※受付終了

市

期限:令和4年3月31日

・半壊以上かつ滅失・解体※1

★再建場所は市内に限定

★次の場合は申請不可

・P5加算支援金(補修)を受けた場合

・災害公営住宅に入居の場合

・災害公営住宅に入居した後の申請の場合

☑住宅ローンを組んだ場合の建物分利子への補助

被災した自宅に替わる住宅を市内に建築または購入する場合の住宅ローン利子の一部を補助。

★下記の二重ローンへの補助(県)も利用可能

被災住宅	持家	借家
上限額	465万円	250万円

● 利子補給補助(新築・購入)(生活再建住宅支援事業)

※受付終了

県

期限:令和4年3月31日

・半壊以上かつ滅失・解体※1

★再建場所は県内に限定

★上記の被災者定住促進住宅建築利子補給事業補助金(市)が対象外の方

★P7災害復興住宅融資(住宅金融支援機構)は対象外

☑住宅ローンを組んだ場合の建物分利子への補助

・5年間分の利子相当額を補助

・2%以内の利率(2%を超える場合は2%分を補助)

・対象とするローン額の上限は1,460万円

☑被災住宅ローン(二重ローン)への補助

新規住宅ローン契約時に被災住宅のローンが残っている場合、5年間分の利子相当額を一括補助。

● バリアフリー対応工事補助金(生活再建住宅支援事業)

※受付終了

県

期限:令和4年3月31日

・半壊以上かつ滅失・解体※1

★再建場所は県内に限定

★中古住宅の場合は、購入時に基準を満たしている場合は対象(購入後の改修は対象外)

☑基準を満たした住宅の床面積に応じた補助

対応工事面積	75㎡未満	75~120㎡未満	120㎡以上
補助額	40万円	60万円	90万円

● 県産材使用工事補助金(生活再建住宅支援事業)

※受付終了

県

期限:令和4年3月31日

・半壊以上かつ滅失・解体※1

★再建場所は県内に限定

★県産材についてはP6を確認

☑県産材の使用量に応じた補助

使用量	10~20㎡未満	20~30㎡未満	30㎡以上
補助額	20万円	30万円	40万円

併用可能

◇農林課 林政係 TEL0193-68-9097 市役所2階

● 地域木材利用補助金

市

期限:住宅が完成する年度の年度末

・被災要件なし

★対象は専用住宅又は2分の1以上が住宅専用である併用住宅

★建築・増築する場所は市内に限定

☑木造住宅の建築を補助

県産材を80%以上かつ10㎡以上使用し、そのうち2分の1以上は宮古市内で伐採されたもの。

・一棟あたり 30万円

● 木質バイオマスストーブ補助金

市

期限:設置する年度の年度末

・被災要件なし

★設置場所は市内に限定

☑二次燃焼等機能付薪ストーブ・ペレットストーブの設置を補助

・上限 10万円 ・設置経費の3分の1を補助

◇生活排水課 給排水普及係 TEL0193-71-2299 上下水道部庁舎2階(宮古市長町一丁目2番1号)

● 浄化槽再設置支援事業

※受付終了

市

・一部損壊以上

★再建場所は市内に限定

☑浄化槽の設置分担金の免除

浄化槽を使用していた住宅などが被災し、再建に伴い浄化槽を再設置する場合の分担金を免除。

(3) 被災した住宅を補修・改修するための支援制度

◇福祉課 生活福祉係 TEL0193-68-9083 市役所1階

● 加算支援金(補修)(被災者生活再建支援制度)

期限:令和3年4月10日

- ・ 大規模半壊以上

☑ 住宅の補修を補助(固定額)

- ・ 複数世帯:100万円
- ・ 単身世帯:75万円

★ 住宅の契約段階で被災元市町村へ申請可能

※受付終了

◇都市計画課 まちづくり推進係 TEL0193-68-9105 市役所3階

● 被災宅地復旧支援事業補助金

期限:令和3年3月31日

- ・ 一部損壊以上

★ 再建先市町村へ申請(県内限定)

☑ 被災した宅地の復旧工事費用を補助

- ・ 10万円～上限 200万円
- ・ 20万円以上の工事費の2分の1を補助

※受付終了

県

□ 助成対象工事

- ・ のり面の保護工事、側溝などの排水施設の設置工事、地盤の補強工事および整地工事(盛土は高さ50cmまで)、擁壁の設置工事および補強工事、地盤調査など

★ 居住用でもアパート経営などの事業用の土地や、P2防災集団移転促進事業、土地区画整理事業で整地した土地は対象外

- ・ その他、各種条件があることから、施工前に要相談

◇岩手県 環境生活企画室 TEL019-629-5273

● 岩手県被災家屋等

太陽光発電設備導入費補助金

期間:令和4年4月1日～令和5年3月10日

(注)申請額が予算額に達した時点で受付終了

- ・ 半壊以上

・ 1kWあたり2万円を補助

★ 設置場所は県内に限定

※受付終了

☑ 太陽光発電システムの設置を補助

- ・ 最大出力10kW未満

★ 設置完了(電力受給開始)後の申請

県・市補助併用可

◇エネルギー推進課

エネルギー推進係 TEL0193-68-9079 市役所4階

● 宮古市住宅用太陽光発電システム

導入促進費補助金 …①

期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

★ 電力受給開始日から3ヶ月以内

- ・ 被災要件なし

・ 1kWあたり4万円(上限 25万円)を補助

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

市

● 宮古市蓄電池システム導入促進費補助金 …②

期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

★ 太陽光発電システムと接続した日から3ヶ月以内

- ・ 被災要件なし

・ 1kWhあたり3万円(上限20万円)を補助

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

※①と②は併用可

◇農林課 林政係 TEL0193-68-9097 市役所2階

● 木質バイオマスストーブ補助金

期限:設置する年度の年度末

- ・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

☑ 二次燃焼等機能付薪ストーブ・ペレットストーブの設置を補助

- ・ 上限 10万円
- ・ 設置経費の3分の1を補助

◇建築住宅課 公営住宅係 TEL0193-68-9107 市役所3階

● 被災住宅補修等補助金(生活再建住宅支援事業)

※受付終了

県

期限:令和3年3月31日

・ 半壊または一部損壊

★ 災害救助法による応急修理を受けていないこと

☑ 被災住宅の補修工事費用を補助

・ 上限 30万円

・ 10万円以上の補修工事費の2分の1を補助

● 耐震改修工事補助(生活再建住宅支援事業)

※受付終了

県

期限:令和3年3月31日

・ 一部損壊以上

★ 建築士の記名・押印のある、耐震改修工事計画を確認できる書類が必要

☑ 被災住宅の耐震改修工事費を補助

耐震診断を行い、耐震基準を満たさない住宅を現在の耐震基準に適合させる改修工事が対象。

・ 工事費の2分の1を補助(上限 60万円)

● バリアフリー改修工事補助(生活再建住宅支援事業)

※受付終了

県

期限:令和3年3月31日

・ 一部損壊以上

□ 助成対象工事

- ① 手すりの取付け ② 床段差の解消
- ③ 滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④ 扉の取替え(開き戸から引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え)
- ⑤ 便器の取替え(和式便器から洋式便器への取替え)
- ⑥ その他 ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事

☑ 被災住宅のバリアフリー改修工事費を補助

・ 工事費の2分の1を補助(上限 60万円)

● 県産材使用改修工事補助(生活再建住宅支援事業)

※受付終了

県

期限:令和3年3月31日

・ 一部損壊以上

★ 県産材とは、岩手県産材認証推進協議会が定める基準を満たし、岩手県産材産地証明書により岩手県産木材として証明されたもの、または市長が認めたもの

☑ 県産材の使用量に応じた補助

・ 工事費の2分の1を補助(上限 20万円)

・ 県産材を0.5㎡以上使用

・ 工事する床面積が10㎡を超える場合は、床面積1㎡あたり0.04㎡以上の県産材を使用しているもの

● 利子補給補助(既往債務)(生活再建住宅支援事業)

※受付終了

県

期限:令和4年3月31日

・ 一部損壊以上

☑ 被災住宅ローン(二重ローン)への補助

・ 新規住宅ローン契約時に被災住宅のローンが残っている場合、5年間分の利子相当額を一括補助。

・ 補助上限額:新規住宅ローンの借入額

★ 被災住宅ローン(二重ローン)への補助

● 利子補給補助(補修・改修)(生活再建住宅支援事業)

※受付終了

県

期限:令和3年3月31日

・ 一部損壊以上

☑ 住宅ローンを組んだ場合の建物分利子への補助

・ 5年間分の利子相当額を補助

・ 1%以内の利率(1%を超える場合は1%分を補助)

・ 対象とするローン額の上限は640万円

(4) 融資の支援制度

◇ 住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) TEL0120-086-353(通話料無料)

● 災害復興住宅融資

期限: 令和8年3月31日

(建設・購入)

- ・ 全壊
- ・ 被災住宅の修理が不能または困難
大規模半壊、半壊
- (補修・改修)
- ・ 一部損壊以上

☑ 被災者専用の住宅ローン

★ 最新の融資金利はコールセンターへ確認

【融資限度額】 R2.10.1～

建設 ※	土地取得あり (注)	3,700万円
	土地取得なし	2,700万円
購入 ※		3,700万円
補修		1,200万円

※ 被災親族同居の場合は+640万円

(注)「土地取得あり」

り災日後に、申込本人が有償で土地の所有権または借地権を取得する場合

● 災害復興宅地融資

(宅地補修)

- ・ 宅地に被害が生じたことを証する証明書が必要

【融資限度額】 R2.10.1～

宅地補修	500万円
------	-------

◇ 福祉課 生活福祉係 TEL0193-68-9083 市役所1階

● 災害援護資金貸付

期限: 令和6年3月31日

- ・ 平成23年3月11日に宮古市に住所を有していた世帯
- ・ 震災により世帯主が負傷した世帯
- ・ 震災により住居や家財に被害を受けた世帯
- ・ 所得制限と審査あり

☑ 被災された方への貸付制度

- ・ 最高 350万円
(限度額は被害の程度による/150万円～)
- ・ 年利 1.5% (連帯保証人を立てる場合は無利子)
- ・ 据置期間: 6年 (特別な場合は8年)
- ・ 償還期間: 13年以内 (据置期間を含む)

(5) 各種支援制度

◇生活課 被災者支援室 Tel0193-68-9136 市役所1階

※受付終了



● 宮古市被災者転居費用支援事業

期限: 令和4年3月31日

- ・ 半壊以上

★ 転居先は市内に限定

★ 被災元が災害危険区域に指定された方で、下記の引越費用等の補助金を利用できる方は対象外

P9・防災集団移転促進事業(受付終了)

・がけ地近接等危険住宅移転事業

☑ 新居を恒久住宅として転居した際の費用を補助

- ・ 上限 5万円

・ 引越業者を利用した場合のみ

★ 避難先から補修した住宅への転居費用は対象外

◇住まいの復興給付金事務局 コールセンター Tel0120-250-460(通話料無料)

● 住まいの復興給付金制度

期限: 令和6年12月31日までに引渡しを受けた住宅

★ 引渡日から1年以内に申請

- ・ 一部損壊以上

(建築・購入)

- ・ 被災住宅を所有していた方
- ・ 再取得住宅を所有している方
- ・ 再取得住宅に居住している方
- ★ 上記すべての要件を満たす方が対象
- ★ 一部損壊の場合は被災住宅を取り壊していることが必要

☑ 消費税率の引き上げに伴う給付措置

新たに住宅を建築・購入または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に申請可能。

給付申請額

再取得住宅 の床面積 (最大175㎡) ※4	×	給付単価		×	再取得住宅 の持分割合 ※5
		消費税率	単価		
		8%のとき	5,130円		
		10%のとき	8,550円		

※4 175㎡を超える場合は175㎡分を給付

※5 登記上の住宅全体に対する所有割合のこと

(補修)

- ・ 被災住宅を所有している方
- ・ 被災住宅の補修工事を発注した方
- ・ 補修した被災住宅に居住している方
- ★ 上記すべての要件を満たす方が対象

給付申請額A

被災時点の 被災住宅の 床面積	×	給付単価		
		消費税率	単価	
		8%のとき	り災判定	単価
			全壊	1,680円
			大規模半壊	1,650円
		10%のとき	半壊	1,380円
			一部損壊	840円
			全壊	2,800円
				大規模半壊
		半壊	2,300円	
		一部損壊	1,400円	

AまたはBのどちらか少ない方の金額を給付

給付申請額B(補修工事費の増税分相当額)

補修工事費 税抜金額	×	消費税率	増税率
		8%(3%増税分)のとき	0.03
		10%(5%増税分)のとき	0.05

I お金の支援制度

1 基礎支援金（被災者生活再建支援制度）

終了

住宅に著しい被害を受けた世帯への支援金です。
被害の程度や被災時の世帯員数に応じて支給されます。

◆支給額

	全 壊	解 体	大規模半壊
複数世帯	100万円	100万円	50 万円
単数世帯	75万円	75万円	37.5万円
説 明	滅失、流失、残存 などを含む。	住宅が半壊以上又は 敷地に被害が生じ、 やむをえない理由で 解体した場合。	

◆対象者

居住していた住宅のり災判定が大規模半壊以上、または住宅を解体した世帯
※自己所有に限らず、借家やアパートなどの賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
※実際に居住していなかった場合は対象外です。

◆申請書類

り災証明書、世帯員全員の住民票、振込口座の通帳の写しなど

◆支給方法

宮古市で受付後、岩手県を經由して、本事業の実施機関である公益財団法人都道府県センターで審査し、支援金が振り込まれます。

◆申請期限 令和2年4月10日

お問い合わせ先

宮古市 福祉課 生活福祉係
市役所1階 TEL0193-68-9083

2 加算支援金（被災者生活再建支援制度）

終了

新しい住宅の再建方法に応じた支援金です。

この支援を受けると、原則として災害公営住宅（P66～75）に入居できません。
被災元が災害危険区域に指定された場合、追加で支援を受けられる場合があります。
詳しくは、P60～63をご覧ください。

◆支給額

	建設・購入	補修	賃貸
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※ 加算支援金(賃貸)が支給された後に、建設・購入または補修した場合
→加算支援金(建設・購入)または(補修)は、加算支援金(賃貸)支給額を差し引いた額での支給となります。

◆対象者

被災者生活再建支援制度の基礎支援金（P17）を受給した世帯

◆申請書類

契約書の写しなど（契約段階で申請可能）

◆支給方法

宮古市で受付後、岩手県を經由して、本事業の実施機関である公益財団法人道庁県センターで審査し、支援金が振り込まれます。

◆申請期限 令和3年4月10日

（1）加算支援金（建設・購入）

◆対象者 被災後、新しい住宅を建設または購入し、所定の条件に該当する世帯

- ※ 購入の場合は中古物件も対象。
- ※ 市外・県外など、物件所在地は問いません。

（2）加算支援金（補修）

◆対象者 被災住宅を補修し、所定の条件に該当する世帯

- ※ 原則、加算支援金（補修）が支給された後に建設・購入しても加算支援金（建設・購入）を申請することはできません。

（3）加算支援金（賃貸）

◆対象者 被災後、民間賃貸住宅へ入居し、所定の条件に該当する世帯

- ※ 公営住宅への入居は対象外です。

お問い合わせ先

宮古市 福祉課 生活福祉係
市役所1階 TEL0193-68-9083

3 災害弔慰金

東日本大震災による死亡者（または行方不明者）の遺族に弔慰金を支給します。

◆対象者

被災時に宮古市に住所を有していた方の遺族

※ 対象となる遺族とその順位は下記のとおりです。

(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母

(1)～(5)の遺族が存しない場合は、兄弟姉妹のうち死亡した方と同居または生計を同じくしていた方に限ります。

◆支給額

生計維持者が死亡した場合 1人あたり 500万円

生計維持者以外の方が死亡した場合 1人あたり 250万円

◆申請について

要件に該当するご遺族の方は、下記お問い合わせ先へお申し出ください。

支給対象者の身分証明書（運転免許証、健康保険証、年金証書など）、振込口座の通帳の写しなどの提出を求める場合があります。

◆災害関連死について

津波や建物の倒壊など、震災により直接死亡していない場合でも、震災に起因する死亡と判定されれば、「災害関連死」として災害弔慰金および義援金を支給します。該当と思われる場合にはお問い合わせください。

お問い合わせ先

宮古市 福祉課 地域福祉係
市役所 1階 TEL0193-68-9082

4 災害障害見舞金

東日本大震災による負傷、疾病で、精神または身体に著しい障害が出た場合に災害障害見舞金を支給します。該当と思われる場合はお問い合わせください。

◆支給額

生計維持者が重度の障害を受けた場合	1人あたり 250万円
生計維持者以外の方が重度の障害を受けた場合	1人あたり 125万円

◆対象者

東日本大震災により下記の障害を受けた方

- (1) 両眼が失明した方
- (2) 咀嚼（そしゃく）機能および言語の機能を廃した方
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失った方
- (6) 両上肢の用を全廃した方
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失った方
- (8) 両下肢の用を全廃した方
- (9) 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方

◆提出書類

診断書（指定様式）、振込口座の通帳の写し、震災後から障害を負うまでの経緯（指定様式）

お問い合わせ先

宮古市 福祉課 地域福祉係
市役所 1階 TEL0193-68-9082

5 義援金

(1) 国・県に寄せられた義援金

この義援金は、岩手県から宮古市を通じて、これまで平成 23 年度に第一次～第二次、平成 24 年度以降に第三次の配分を交付しています。

(令和 5 年 5 月現在)

	名称および交付額	交付対象
人的被害	<p>○死亡又は行方不明者見舞金</p> <p>1 人あたり 計 182 万 4 千円</p>	<p>東日本大震災による死亡または行方不明者の遺族へ次の順位で交付します。</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母</p> <p>これによりがたい場合、生計をともにしていた兄弟姉妹、同じく三親等内の親族、または、葬祭を執り行った親族に交付します。 ※災害弔慰金とは交付範囲が異なります。</p>
住家被害	<p>○住家損壊等見舞金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊 1 世帯あたり 計 182 万 4 千円 ・大規模半壊・半壊 1 世帯あたり 計 112 万 9500 円 ・全壊した福祉施設の入所者 1 人あたり 計 117 万 2 千円 ・大規模半壊、半壊した福祉施設の入所者 1 人あたり 計 59 万 1 千円 	<p>生活の本拠としていた住宅の[り災判定]が半壊以上である世帯の世帯主へ交付します。</p> <p>1 戸の住宅に複数の世帯が存在するときは代表の 1 世帯主への交付となります。 ただし、被災時点において同住宅で別々に住民登録をしていた場合は、各世帯主へ交付します。</p>

※ 各義援金の振込日・金額などは、義援金振込日別確認表（P24）をご覧ください。

お問い合わせ先

宮古市 生活課 被災者支援室
市役所 1 階 TEL0193-68-9136

(2) 宮古市に寄せられた義援金

宮古市へ直接寄せられた義援金を、次のとおり交付しています。

(令和5年5月現在)

	名称および交付額	交付対象
人的被害	① 死亡又は行方不明者見舞金 1人あたり 計11万8千円	東日本大震災による死亡または行方不明者の遺族へ次の順位で交付します。 国・県などからの義援金(P21)が支給された方へ自動的に交付されます。あらためて申請する必要はありません。
	② 未成年者見舞金 交付対象者1人あたり 両親を失った場合 30万円 片親を失った場合 20万円	東日本大震災により両親または両親の一方を失った被災日時時点で18歳未満の方の世帯へ交付します。 市の調査結果を基に、対象となる方へ申請書をお送りしています。
	③ 災害障害見舞金 1人あたり 4万円	宮古市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害障害見舞金(P20)を受給した方へ交付します。
建物被害	④ 家屋損壊等見舞金 ・全壊 1世帯あたり計11万8千円 ・大規模半壊・半壊 1世帯あたり計7万5千円	生活の本拠としていた住宅の[り災判定]が半壊以上である世帯の世帯主へ交付します。 国・県などからの義援金(P21)とあわせて交付されますので、あらためて申請する必要はありません。
	⑤ 家屋損壊等見舞金(事業所) 1事業主あたり計15万円 個人事業者・法人向け	所有または使用の権利を有する事業所などのり災判定が半壊以上である事業主へ交付します。 ・個人事業主の場合 被災日時時点で宮古市に住民登録などがあり、住宅損壊見舞金(上記④)を受けていないこと ・法人の場合 被災日時時点で本社・本店所在地が宮古市にあること ◆必要書類 平成23年度の所得証明書や営業証明書など、事業をしていたことが分かる書類

	名称と交付額	内容
建物被害など	⑥ ひとり親世帯見舞金 交付対象者1人あたり 10万円	生活の本拠としていた住宅の[り災判定]が半壊以上で、かつ、 <u>被災日時点</u> でひとり親家庭等医療費を受給している世帯へ交付します。 ◆必要書類 ひとり親家庭等医療費受給者証
	⑦ 介護（障害者）世帯見舞金 1世帯あたり 10万円	生活の本拠としていた住宅の[り災判定]が半壊以上であり、かつ、 <u>被災日時点</u> で要介護3～5の方を自宅で介護している、または重度障害者（児）が在宅の世帯へ交付します。 ※重度障害者（児）とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方です。 ◆必要書類 介護保険被保険者証または上記の各手帳
	⑧ 高齢者施設等入所者見舞金 1世帯あたり 10万円	東日本大震災により[り災判定]が半壊以上である高齢者障害者施設に <u>被災日時点</u> で入所していた方、または高齢者障害者施設への入所前に居住していた宮古市内にある住宅のり災判定が半壊以上である方へ交付します。 市の調査結果を基に、対象となる方へ申請書をお送りしています。
	⑨ 生活支援見舞金 1世帯あたり 計7万5千円	生活の本拠としていた住宅の[り災判定]が半壊以上で、冷蔵庫などの家電製品が流出などで使用できなくなった世帯へ交付します。 ※次のいずれかに該当する世帯は対象外です。 ・建設型仮設住宅またはみなし仮設住宅に入居し、日本赤十字社から家電製品の寄贈を受けた世帯 ・災害救助法による住宅の応急修理（平成23年8月終了）を受けた世帯

※ ⑥と⑦の両方に該当する場合は、重複交付されません。

お問い合わせ先

宮古市 **生活課 被災者支援室**
市役所1階 Tel.0193-68-9136

(3) 義援金振込日確認表

※ 申請の時期により振込日が異なります。単位：円

振込日の目安	種類	死亡等	全壊	半壊等	施設全壊	施設半壊
平成23年5月12日	国等1次	500,000	500,000	250,000	-	-
平成23年7月28日	国等2次	815,000	815,000	534,000	-	-
平成23年9月22日 (国等2次追加1・市1次をまとめて振込)	国等2次追加1	132,000	132,000	66,000	-	-
	市1次	50,000	50,000	30,000	-	-
	計	182,000	182,000	96,000	-	-
平成23年10月27日 (施設被害の国等1次・2次をまとめて振込)	国等1次	-	-	-	350,000	180,000
	国等2次	-	-	-	694,000	347,000
	計	-	-	-	1,044,000	527,000
平成23年12月19日	国等2次追加2	73,000	73,000	73,000	-	-
平成24年3月22日	市2次	25,000	25,000	15,000	-	-
平成24年5月24日	国等3次	100,000	100,000	67,000	66,000	33,000
平成24年12月20日	国等3次追加1	44,000	44,000	25,000	38,000	19,000
平成25年12月19日 (国等3次追加2・市3次をまとめて振込)	国等3次追加2	59,000	59,000	47,000	24,000	12,000
	市3次	20,000	20,000	16,000	-	-
	計	79,000	79,000	63,000	24,000	12,000
平成26年12月18日 (国等3次追加3・市4次をまとめて振込)	国等3次追加3	34,000	34,000	23,000	-	-
	市4次	4,000	4,000	3,000	-	-
	計	38,000	38,000	26,000	-	-
平成27年12月21日 (国等3次追加4・市5次をまとめて振込)	国等3次追加4	23,000	23,000	16,000	-	-
	市5次	3,000	3,000	2,000	-	-
	計	26,000	26,000	18,000	-	-
平成28年12月19日 (国等3次追加5・市6次をまとめて振込)	国等3次追加5	13,000	13,000	8,000	-	-
	市6次	2,000	2,000	1,000	-	-
	計	15,000	15,000	9,000	-	-
平成29年12月20日 (国等3次追加6・市7次をまとめて振込)	国等3次追加6	8,000	8,000	5,000	-	-
	市7次	5,000	5,000	3,000	-	-
	計	13,000	13,000	8,000	-	-
平成30年12月21日 (国等3次追加7・市8次をまとめて振込)	国等3次追加7	6,000	6,000	4,000	-	-
	市8次	2,000	2,000	1,000	-	-
	計	8,000	8,000	5,000	-	-
令和1年12月24日 (国等3次追加8・市9次をまとめて振込)	国等3次追加8	6,000	6,000	4,000	-	-
	市9次	2,000	2,000	1,000	-	-
	計	8,000	8,000	5,000	-	-
令和2年12月17日 (国等3次追加9・市10次をまとめて振込)	国等3次追加9	3,000	3,000	2,000	-	-
	市10次	1,000	1,000	500	-	-
	計	4,000	4,000	2,500	-	-
令和3年12月23日 (国等3次11回・市11次をまとめて振込)	国等3次11回	6,000	6,000	4,000	-	-
	市11次	3,000	3,000	2,000	-	-
	計	9,000	9,000	6,000	-	-
令和4年12月23日 (国等3次12回・市12次をまとめて振込)	国等3次12回	2,000	2,000	1,500	-	-
	市12次	1,000	1,000	500	-	-
	計	3,000	3,000	2,000	-	-
合 計	国等の合計	1,824,000	1,824,000	1,129,500	1,172,000	591,000
	市の合計	118,000	118,000	75,000	-	-
	合 計	1,942,000	1,942,000	1,204,500	1,172,000	591,000

お問い合わせ先

宮古市 生活課 被災者支援室
市役所 1階 TEL0193-68-9136

6 生活資金や生活再建の資金貸付

(1) 災害援護資金

被災された方へ無利子または低利子での貸付けをします。

◆対象者

次の条件すべてに該当する方

- ・東日本大震災の発生時に宮古市に住所を有していた世帯の方
- ・東日本大震災により世帯主が負傷したり、住居や家財に被害を受けた、一定所得以下の世帯の方

◆貸付限度額

①世帯主に1か月以上の負傷がある場合

ア 当該負傷のみ	150万円
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
ウ 住居の半壊 ※	270万円
エ 住居の全壊 ※	350万円

②世帯主に1か月以上の負傷がない場合

オ 家財の3分の1以上の損害	150万円
カ 住居の半壊 ※	170万円
キ 住居の全壊（クの場合を除く）※	250万円
ク 住居の全体の滅失または流失	350万円

※ ウ・エ・カ・キは、原則として自己所有の住宅が対象です。

◆年利および償還期間

年利	連帯保証人を立てる場合	無利子
	連帯保証人を立てない場合	年 1.5 %
据置期間		6年（特別な場合は8年）
償還期間		13年（据置期間を含む）

◆所得制限

所得制限	世帯人員	住民税における平成21年中の総所得金額
	1人	220万円
2人	430万円	
3人	620万円	
4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。		

※ 被災住宅を補修、または新たに建設・購入する場合には、住宅金融支援機構（旧：住宅金融公庫）から融資（P58）を受けることもできます。

※ 被災者のための被災ローン減免制度（P59）もあります。

◆申請期限 令和6年3月31日

事前に用意する書類がありますので、下記にお問い合わせのうえ、説明を受けてから申請してください。

お問い合わせ先

宮古市 福祉課 生活福祉係
市役所1階 TEL0193-68-9083

(2) 生活福祉資金

求職中の低所得世帯を対象として生活費などを貸し付ける総合支援資金や、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象として医療費、介護サービス費、住居移転費などを貸し付ける福祉資金などがあります。

お問い合わせ先

宮古市社会福祉協議会
地域福祉課 TEL0193-77-3061 (直通)
宮古市小山田二丁目9番20号

田老福祉センター TEL0193-87-2224
宮古市田老字乙部151番地29

新里センター TEL0193-72-3437
宮古市茂市第1地割115番地4

川井センター TEL0193-76-2310
宮古市川井第2地割165番地

または お住まいの地域の民生委員

7 就学進学支援・奨学金

(1) 返済不要の奨学金

① いわたの学び希望基金（未就学児童給付事業・奨学金給付事業）

◆対象者 東日本大震災津波により岩手県で被災し、親を失った児童、生徒及び学生（県外に転居した方を含む）

◆給付額	〈定期金(月額)〉		〈一時金〉	
小学生		3万円	小学校入学時	6万円
中学生		4万円	小学校卒業時	15万円
高校生		5万円	中学校卒業時	25万円
大学生等	自宅	6万円	高校卒業時	自宅 30万円
	自宅外	10万円		自宅外 60万円
大学院生	自宅	6万円		
	自宅外	10万円		

お問い合わせ先

【小学生～大学院生】

岩手県 教育委員会事務局 教育企画室 TEL019-629-6108

② 公益信託 JCB 東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金

奨学資金を給付します。他制度と重複可能です。

◆対象者 東日本大震災により両親（ひとり親の場合はその親）が死亡または行方不明の児童、生徒

◆給付額		
小学生		月額1万円
中学生・高校生・大学・短期大学・専門学校		月額2万円
小学生・中学生・高校生	入学祝い金	入学時に5万円
中学校3年生	卒業準備金	15万円
高等学校最終学年	卒業準備金	85万円

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 TEL0120-622-372（フリーダイヤル）

③ みちのく未来基金（修学資金）

東日本大震災により両親もしくは父または母を亡くした方を対象に、高校を卒業後、大学、短期大学、専門学校などの入学から卒業までに必要な入学金、授業料などの学費を全額給付します。

◆給付額 上限年間300万円

お問い合わせ先

公益財団法人みちのく未来基金 TEL022-724-7645

④ 中央共同募金会 東日本大震災震災遺児修学資金

東日本大震災により保護者を亡くした学生を対象に、修学資金を給付します。
他制度と重複可能です。

◆**対象者** 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、短期大学、大学に在学中の方

◆ 給付額	給付対象者全員	年間 28.2 万円
	中学生 入学祝金	入学時に 10 万円
	高校生 卒業祝金	卒業時に 10 万円

お問い合わせ先 中央共同募金会 Tel0120-768-660 (フリーダイヤル)

⑤ロータリー希望の風奨学金

◆**対象者** 東日本大震災により保護者を亡くした大学・短期大学・専門学校に在学中の方

◆**給付額** 月額 5 万円

お問い合わせ先 ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会
Tel03-5250-2050

⑥毎日新聞社会事業団 毎日希望奨学金 (震災遺児対象)

東日本大震災により保護者を亡くした生徒・学生を対象に、奨学金を給付します。
他制度と重複可能です。

◆**対象者** 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院 (修士課程) に在学中の方

◆**給付額** 月額 2 万円

お問い合わせ先 在籍する学校
または 毎日新聞東京社会事業団 Tel03-3213-2674

⑦東日本大震災こども応援金

◆**対象者** 東日本大震災により両親 (ひとり親家庭の場合はその親) が死亡した児童、生徒

◆ 給付額	未就学児・小学生	300 万円
	中学生	200 万円
	高校生	150 万円

お問い合わせ先 朝日新聞厚生文化事業団 Tel03-5540-7446

⑧ミネベアミツミ東日本大震災孤児育英基金

◆**対象者** 東日本大震災により両親 (ひとり親家庭の場合はその親) が死亡した小学生、中学生

◆**給付額** 毎年 10 万円

お問い合わせ先 三井住友信託銀行 Tel03-5232-8910

(2) 無利子の奨学金貸付

①宮古市奨学金

◆給付額

在学学校	月額	入学月加算額
高校生	2万円	10万円以内
大学生など	8万円以内	30万円以内
大学生など（特別奨学生）	16万円以内	30万円以内

※ 特別奨学生は、大学生などのうち授業料が高額な学校に在学する方が対象です。

※ 宮古市奨学資金の返還の免除制度があります。

お問い合わせ先

宮古市 教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係
市役所3階 TEL0193-68-9116

②岩手育英奨学会 奨学金タイプC（東日本大震災津波等特例採用）

◆応募資格

高等学校（専攻科、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）
又は専修学校高等課程に在学している生徒

◆貸与月額

設置者別	自宅通学 月額	自宅外通学 月額
国・公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円

◆採用基準 人物、健康、家庭の経済状況、被災したことに起因する理由等総合判定により審査します。

◆返還免除 高等学校等を卒業後の向こう1年間の収入見込額が一定額に満たない場合、
願い出により返還を免除します。

《返還免除基準収入額》

最終卒業学校	返還免除 基準収入額
高等学校、専修学校(高等課程)、特別支援学校(高等部)を卒業した場合(進学者を除く)	330万円
短大・高等専門学校、専門学校、専修学校(専門課程及び一般課程)、各種学校に進学し卒業した場合	380万円
大学に進学し卒業した場合	420万円

お問い合わせ先

岩手育英奨学会 TEL019-623-2050

③あしなが育英会奨学金**◆奨学金概要**

高校生	月額 30,000 円	給付
大学生	一般 月額 40,000 円	貸与
	特別 月額 50,000 円	
専門学校生	月額 40,000 円	貸与
大学院生	月額 80,000 円	貸与

お問い合わせ先

あしなが育英会 奨学課
フリーダイヤル 0120-77-8565

(3) 就学・進学への支援

①学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助

東日本大震災に伴う経済的な理由により就学が困難な児童生徒の世帯へ、就学にかかる費用の一部を補助します。

◆対象者

次の条件のいずれかに該当する児童、生徒。ただし、所得制限があります。

- ・居住する住宅（賃貸住宅含む）のり災判定が半壊以上である
- ・東日本大震災により保護者（主たる生計維持者）が離職した
- ・東日本大震災により保護者（主たる生計維持者）が死亡した

◆支援の内容

- ・学用品費など（クラブ活動費・生徒会費・PTA費）
- ・通学用品費 ・修学旅行費
- ・新入学児童生徒学用品費など（通学用品費含む）
- ・校外活動費 ・医療費 ~~・給食費~~ ・体育実技用具費

お問い合わせ先

宮古市 教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係
市役所3階 TEL0193-68-9116

終了

②県立中学校・公立高等学校へ進学時の支援

東日本大震災により就学困難となった生徒について、次の減免を受けられる場合があります。

◆減免の内容

中学校	入学選考料
高等学校	入学選考料、入学料、通信制受講料、寄宿舎料

お問い合わせ先

【県立中学校】

岩手県 教育委員会事務局 学校教育課 TEL019-629-6137

【県立高等学校】

岩手県 教育委員会事務局 教育企画室 TEL019-629-6111

または 各学校

終了

③特別支援学校の児童・生徒への支援

東日本大震災により就学困難となった特別支援学校の幼児・児童・生徒について、県が次の支給をする場合があります。

◆支給の内容 学用品費、通学費、学校給食費、医療費など

お問い合わせ先

岩手県 教育委員会事務局 教育企画室 TEL019-629-6111
または 各特別支援学校

④私立小学校、私立中学校、私立高等学校

小学校、中学校、高等学校において、選考料・入学金・授業料などの減免を受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立学校

⑤私立専修学校、各種学校

入学金、授業料などの減免を受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立専修学校、各種学校

⑥盛岡市復興支援学生寮（シェアハウス）

東日本大震災または平成 28 年台風第 10 号により被災した学生へシェアハウス（共同住宅）を提供します。入居申し込み、シェアハウスの見学など、詳しくは下記へお問い合わせください。

◆対象者

- ・進学のために盛岡市へ転入してくる大学生、専門学校生など
- ・将来、被災地の復興に貢献したいという意思がある方

◆シェアハウス概要

- ア 場所 盛岡市本宮五丁目 10 番地内
- イ 住宅 4～5LDK 1 戸建て住宅

お問い合わせ先 盛岡市 危機管理防災課 復興推進係 Tel.019-613-8386

⑦大学、短期大学、専門学校など（国立・公立・私立）

東日本大震災で被災した学生を対象に、入学料・授業料を減免する制度があります。県立の学校は下記のとおりです。

学校名	内容	お問い合わせ先
岩手県立大学 岩手県立大学盛岡短期大学部 岩手県立大学宮古短期大学部	入学料・授業料の減免	宮古キャンパス TEL0193-64-2230 滝沢キャンパス TEL019-694-2010
岩手県立高等看護学院 (宮古・一関・二戸)	入学選考料、入学料、 授業料及び寄宿舎料の 減免	宮古高看 TEL0193-62-5022 一関高看 TEL0191-23-5116 二戸高看 TEL0195-25-5141
岩手県立産業技術短期大学校	入学検定料、入学料、 授業料などの減免	矢巾キャンパス TEL019-697-9088 水沢キャンパス TEL0197-22-4422
岩手県立宮古高等技術専門校	入校検定料、入校料、 授業料などの減免	TEL0193-62-5606
岩手県立千厩高等技術専門校		TEL0191-52-2125
岩手県立二戸高等技術専門校		TEL0195-23-2227
岩手県立農業大学校	入学検定料、入学料、 授業料の減免	TEL0197-43-2211

⑧ いわたの学び希望基金（教科書購入費等給付）

東日本大震災により被害を受けた公立・私立高等学校に在学する生徒に対し、下記の費用を給付します。

◆対象者

次の2つの要件を満たす生徒。ただし、所得制限があります。

- ・岩手県内の公立・私立高等学校（専攻科・別科を除く）の在学者
- ・次のいずれかの被害を受けた方
 - ア 住居の全壊、全焼、半壊、半焼または流出
 - イ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
 - ウ 福島原発事故により警戒区域または計画避難区域からの避難のための立退き

◆給付額

教科書購入費	毎年度 15,000 円 (入学年度は 18,000 円)
高等学校等の入学に要する経費	入学年度に給付 (250,000 円)
修学旅行費	修学旅行実施年度に実費給付 (公立高等学校上限 90,000 円)

※制服購入費の給付には、領収書の添付が必要です。ご注意ください。

お問い合わせ先 在学する高等学校

⑩ いわたの学び希望基金（文化活動支援・運動部活動支援）

東日本大震災により被災した児童、生徒が、文化活動や運動部活動の県大会、東北大会、全国大会などに参加・出場するための経費の一部を給付します。

◆対象者

次のいずれかの被害を受けた児童、生徒

- ・住居の全壊、全焼、半壊、半焼または流出
- ・保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
- ・福島原発事故により警戒区域または計画避難区域からの避難のための立退き

お問い合わせ先 在籍する学校

8 税や医療費などの各種減免制度

(1) 介護保険利用者負担金の被災減免

終了

主たる生計維持者や居住していた住宅の被災程度に応じて、介護保険利用者負担金が減免される場合があります。

- ◆**対象者** ・基準日において、介護保険の加入者本人とその世帯員全員が、市町村民税を賦課されていないか免除されている方
- ◆**免除期限** 令和3年12月31日

お問い合わせ先 宮古市 介護保険課 管理係
市役所1階 TEL0193-68-9085

(2) 医療機関での一部負担金の免除

終了

宮古市国民健康保険および岩手県後期高齢者医療保険へ加入している方は、主たる生計維持者や居住していた住宅の被災程度に応じて、医療機関での一部負担金（窓口負担）が免除される場合があります。

※ その他の健康保険に加入している方は、保険者にお問い合わせください。

- ◆**対象者** ・国民健康保険：基準日において、世帯主と国民健康保険被保険者全員が市町村民税を賦課されていないか免除されている方
- ・後期高齢者医療：基準日において、後期高齢者医療被保険者本人と、その世帯員全員が市町村民税を賦課されていないか免除されている方
- ◆**免除期限** 令和3年12月31日

お問い合わせ先
【宮古市国民健康保険】 宮古市 総合窓口課 国民健康保険係
市役所1階 TEL0193-68-9075

【岩手県後期高齢者医療保険】 宮古市 総合窓口課 医療給付係
市役所1階 TEL0193-68-9076

(3) 障がい福祉サービスなどの利用者負担の被災減免

終了

主たる生計維持者や居住していた住宅の被災程度に応じて、障がい福祉サービス等の利用者負担が減免される場合があります。

- ◆**免除期限** 令和元12月31日

お問い合わせ先 宮古市 福祉課 障がい福祉係
市役所1階 TEL0193-68-9135

(4) 下水道受益者負担金猶予

終了

下水道供用開始区域内での受益者負担金の納付を猶予します。

- ◆**対象者** ・居住していた住宅のり災判定が半壊以上である方
- ・被災したことにより納付が困難になった方

お問い合わせ先 宮古市 上下水道部 経営課
上下水道部庁舎2階 TEL0193-63-1115
宮古市長町一丁目2番1号

(5) 税金にかかる被災減免・非課税扱い・特例措置など

下記の被災減免や特例措置があります。
これらの特例措置の適用については申告が必要です。

①被災した土地家屋にかかる税の支援

ア 固定資産税

終了

○ 令和3年度以降の震災対応

令和2年度に「2分の1減免」が適用されていた土地及び家屋は、令和3年度から全額課税となります。

令和2年度に「全額減免」が適用されていた土地及び家屋は、段階的に課税することとし、令和3年度は「2分の1減免」、令和4年度から全額課税となります。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
適用課税	2分の1減免	全額課税	全額課税
	全額減免	2分の1減免	全額課税

○ 被災した住宅用地の震災特例措置

東日本大震災により、滅失または損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分について住宅用地とみなし、課税標準額を200㎡までは6分の1、それを超える部分については3分の1とします。

お問い合わせ先

宮古市 税務課 資産税係
市役所2階 TEL0193-68-9073

イ 所得税の住宅ローン控除

被災住宅の住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の適用期間については、引き続き特別控除を利用できます。

給与所得（サラリーマン）で年末調整される方は、控除を受けることができます。これ以外の方は、お近くの税務署にお問い合わせください。

ウ 消費貸借に関する契約書の印紙税

被災者向けの災害特別貸付などで、契約書に貼る印紙税の非課税制度があります。

◆期限 令和8年3月31日までに作成した契約書（東日本大震災）

※ 激甚災害の場合は、発生した日から5年以内（平成28年の台風第10号災害等）

エ 被災家屋の敷地を売却する場合（長期譲渡所得）

被災住宅の敷地を譲渡（売却）する場合、特例による所得税の控除などがあります。

◆期限 令和3年12月31日までの譲渡（売却）

イ・ウ・エ

お問い合わせ先

宮古税務署 TEL0193-62-1921
宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎2階

終了

②住宅再建などにかかる税の支援

ア 不動産取得税

被災した不動産に代わるものと認められる不動産を取得した場合は、次の特例措置があります。住宅以外も対象です。

- **家屋** 被災家屋の床面積相当分は課税されません。
- **土地** 上記家屋の敷地となる土地を取得した場合、被災家屋の敷地面積に相当する部分は課税されません。

◆不動産取得税特例控除期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までに取得した不動産

お問い合わせ先

沿岸広域振興局 宮古地域振興センター 県税室

Tel.0193-64-2212

宮古市五月町1番20号 県宮古地区合同庁舎1階

イ 固定資産税（生活の本拠とする住宅に限る）

○ 土地の特例（被災代替住宅用地）

被災した土地に代わり、新しく居住用に土地を取得した場合、居宅を建設していても、被災した住宅用地の特例（面積分）を当てはめ、取得後に固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分を住宅用地とみなします。

◆期限 令和8年3月31日までに取得した土地

○ 家屋の特例（被災代替家屋）

東日本大震災により滅失または損壊した家屋（被災家屋）の所有者などが、被災家屋に代わる家屋（中古住宅を含む）を取得または改築した場合、取得した家屋のうち被災家屋の床面積分にかかる税額が、取得の翌年から4年度分は2分の1に減額、その後の2年度分は3分の1に減額となります。

改築家屋は改築後の価格について同様に減額とします。

※ 被災家屋1棟につき一度限りです。

◆期限 令和8年3月31日までに取得または改築した家屋

○ 償却資産の特例（被災代替償却資産）

東日本大震災により滅失または損壊した償却資産の所有者などが、被災した償却資産に代わる新しい償却資産を被災地域に取得または改良した場合に、課税標準額を4年度分2分の1とします。

※ 償却資産申告時に併せて申告してください。

◆期限 令和6年3月31日までに取得または改良した償却資産

お問い合わせ先

宮古市 税務課 資産税係

市役所2階 Tel.0193-68-9073

ウ 消費税率の引上げについて（住まいの復興給付金制度）

住まいの復興給付金で支援します。詳しくはP55をご覧ください。

お問い合わせ先

住まいの復興給付金事務局コールセンター

（土・日・祝日を除く9時～17時）

Tel0120-250-460（フリーダイヤル）

IP電話などからのご利用 Tel022-745-0420（有料）

ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

エ 住宅取得等資金の非課税（震災非課税制度）

平成27年1月1日から令和5年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次のイ又はロの表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

◆イ 下記ロ以外の場合

住宅用家屋の新築等にかかる契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
～令和5年12月31日	1,500万円	1,000万円

◆ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の新築等にかかる契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和元年4月1日～令和2年3月31日	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日～令和5年12月31日	1,500万円	1,000万円

お問い合わせ先

宮古税務署 Tel0193-62-1921

宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎2階

オ 不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税

契約書の作成にかかる印紙税の非課税制度があります。

被災された方が、被災建物の敷地の譲渡(売却)や被災建物に代わる建物を取得する場合などに作成する契約書が対象です。

- ・ 不動産の譲渡
- ・ 建設工事の請負
- ・ 被災した農用地の譲渡
- ・ 代替農用地の取得
- ・ 被災した船舶の譲渡
- ・ 代替船舶の取得 …など

◆期限 令和8年3月31日までに作成した契約書(東日本大震災)

※被災者生活再建支援法の適用を受ける場合は、発生した日から5年以内(平成28年の台風第10号など)

カ 新たな住宅取得などの住宅ローン控除の特例

住んでいた住宅が被災し、新たに住宅を建設・購入や増改築をした場合、所得税控除があります。所得税で控除しきれなかった場合は、翌年度の個人住民税から減額されます。

入居の時期	借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.2%
平成24年	4,000万円		
平成25年1月～平成26年3月	3,000万円		
平成26年4月～令和4年12月	5,000万円		
令和4年1月～令和5年12月	5,000万円	13年間	0.9%
令和6年1月～令和7年12月	4,500万円	13年間	0.9%

※ この特例措置は、被災住宅の住宅ローン控除と重複して使用できません。

オ・カ

お問い合わせ先

宮古税務署 Tel.0193-62-1921

宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎2階

キ 登記にかかる登録免許税の特例

被災された方は登記に関する税(登録免許税)の免除を受けられます。

被災建物に代わり新築または取得した建物の所有権の保存または移転登記等の他、被災した農用地の代替農用地取得の登記、新しい船舶の取得の登記などが対象です。

◆期限 令和8年3月31日までの登記

お問い合わせ先

盛岡地方法務局宮古支局 Tel.0193-62-2337

(音声案内「2」を選んでください)

宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎3階

(登記申請のための相談は、予約制となります。)

終了

③車にかかる税の支援

ア 自動車重量税の免除（東日本大震災限定）

被災して使えなくなった自動車（125cc 超の二輪車などを含む）を買い替えた場合、最初の車検または車両番号の指定の際に課税される自動車重量税が免除されます。被災自動車の使用者であった方の被災自動車の数が適用限度となります。

◆**期限** 令和3年3月31日までの買い替えおよび申請

※ すでに納付してしまった方は、還付を受けることができます。
車検証の交付を受けた運輸支局または軽自動車検査協会で「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、住所地の所轄税務署に提出してください。

お問い合わせ先

岩手運輸支局 Tel.050-5540-2010
紫波郡矢巾町流通センター南二丁目8番5号

軽自動車検査協会岩手事務所 Tel.050-3816-1833
盛岡市湯沢第16地割15番地10

宮古税務署 Tel.0193-62-1921
宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎2階

イ 自動車取得税の非課税

被災自動車、軽自動車の所有者の方が、東日本大震災後に代替自動車を取得した場合に、自動車取得税が非課税となります。

◆自動車取得税非課税期間

平成23年3月11日から令和3年3月31日までに取得した自動車、軽自動車

お問い合わせ先

沿岸広域振興局 宮古地域振興センター県税室
Tel.0193-64-2212
宮古市五月町1番20号 県宮古地区合同庁舎1階

ウ 自動車税・軽自動車税の非課税

被災自動車や軽自動車などの所有者が東日本大震災後から令和3年3月31日までの間に代替自動車などを取得した場合に、一定期間の自動車税、軽自動車税が非課税となります。

◆非課税期間

代替自動車などの取得時期	課税されない年度	課税が始まる年度
平成26年4月1日～平成27年3月31日	平成26年度 平成27年度	平成28年度から
平成27年4月1日～平成28年3月31日	平成27年度 平成28年度	平成29年度から
平成28年4月1日～平成29年3月31日	平成28年度 平成29年度	平成30年度から
平成29年4月1日～平成30年3月31日	平成29年度 平成30年度	令和元年度から
平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年度 平成31年度	令和2年度から
平成31年4月1日～令和2年3月31日	平成31年度 令和2年度	令和3年度から
令和2年4月1日～令和3年3月31日	令和2年度 令和3年度	令和4年度から

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【自動車税】

沿岸広域振興局 宮古地域振興センター県税室

Tel.0193-64-2212

宮古市五月町1番20号 県宮古地区合同庁舎1階

【軽自動車税】

宮古市 税務課 市民税係

市役所2階 Tel.0193-68-907

Ⅱ 住まいの再建支援制度

1 避難の支援

終了

(1) みなし仮設住宅（民間賃貸住宅）

民間賃貸住宅を県が借り上げ、仮設住宅として入居するみなし仮設住宅について、新規受付は終了しました。

- ※ 現在、みなし仮設住宅にお住まいの方が退去又は自費契約で継続して入居される場合は、原則として、退去等される日の40日前までにご連絡をお願いします。

お問い合わせ先

岩手県 復興局 生活再建課 TEL019-629-6917
盛岡市内丸10番1号

2 再建の支援

(1) 住宅を建設・購入するための支援

これらの支援を受けると、原則、災害公営住宅（P66～75）に入居できません。被災元が災害危険区域に指定された場合、追加で支援を受けられる場合があります。詳しくは、P60～63をご覧ください。

①加算支援金（建設・購入）（被災者生活再建支援制度）

終了

被災後、新しい住宅を建設または購入し、所定の条件に該当する世帯に、支援金を交付します。詳しくはP18をご覧ください。

◆申請期限 令和3年4月10日

お問い合わせ先 宮古市 福祉課 生活福祉係
市役所1階 TEL0193-68-9083

②被災者住宅再建支援事業補助金（県と市の共同補助金）

終了

◆支給額

複数世帯	上限 100 万円
単身世帯	上限 75 万円

◆対象者

次の条件すべてに該当する方

- ・東日本大震災により岩手県内の住宅のり災判定が全壊、または半壊以上でやむをえない事由により解体している方
- ・岩手県内に住宅を建設・購入した方
- ・被災者生活再建支援制度の基礎支援金を受給している方（P17）
- ・被災者生活再建支援制度の加算支援金（建設・購入）を受給している方（P18）

◆申請書類 住宅の完成後、契約内容に基づいた支払いの分かる領収書などの写し

◆申請期限 令和5年3月31日

平成23年3月11日にさかのぼって適用します。

※ 申請先は物件所在地の市町村役場です。

お問い合わせ先 宮古市 福祉課 生活福祉係
市役所1階 TEL0193-68-9083

③被災者すまいの再建促進事業補助金（宮古市独自事業）

終了

◆支給額

複数世帯	上限 200 万円
単数世帯	上限 150 万円

※ 建設・購入する費用が被災者住宅再建支援事業補助金（P43）との合計額を超えない場合、建設購入費から被災者住宅再建支援事業補助金の額を除いた額を補助します。

◆対象者

次の条件すべてに該当する方

- ・東日本大震災により住宅のり災判定が全壊、または半壊以上でやむをえない事由により解体している方
- ・宮古市内に住宅を建設・購入した方
- ・被災者生活再建支援制度の基礎支援金を受給している方（P17）
- ・被災者生活再建支援制度の加算支援金（建設・購入）を受給している方（P18）

◆申請書類 住宅の完成後、契約内容に基づいた支払いの分かる領収書などの写し

◆申請期限 令和5年3月31日

※ 平成23年3月11日にさかのぼって適用します。

お問い合わせ先

宮古市 福祉課 生活福祉係
市役所1階 TEL0193-68-9083

④建築確認申請などの手数料の免除

◆対象者

次の条件すべてに該当する方

- ・東日本大震災により住宅などのり災判定が半壊以上である方
- ・被災住宅などがすでに滅失もしくは解体、または解体期日が定まっている方
- ・被災住宅などに代わる新しい住宅などを建築するにあたり、県または市町村が行う建築確認申請などの手数料の減免を受けたことがなく、また減免申請中でない方
- ・家屋などを新たに建築する場所が災害危険区域でない方

◆対象住宅

次の条件すべてに該当するもの

- ・階数が2階以下であり、かつ地階を有しないもの
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であるもの
- ・用途が被災住宅などと同じであるもの（ただし、被災住宅などが長屋建ての住宅または共同住宅であり、新たに建築する住宅などが一戸建ての住宅である場合を除く）
- ・延べ床面積が被災住宅などの1.5倍以内であるもの

◆申請書類 建築確認申請等手数料免除申請書、り災証明書

◆申請期限 令和6年3月31日

※ 建築確認申請書を提出する際に申請してください。

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 建築指導室
市役所3階 TEL0193-68-9129

⑤利子補給の支援

被災住宅に代わる新しい住宅を建設または購入するために、新規住宅ローンを契約した場合、その利子について補助金を交付します。また、新規住宅ローン契約時に被災住宅のローンが残っていた場合は、その残額利子に対して5年間分の利子相当額を一括補助します。

◆対象条件および補助内容

区分	対象条件 (各枠内の条件すべてに該当すること)	内容
宮古市内に建設または購入	<p>被災者定住促進住宅建築利子補給金（市事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅のり災判定が半壊以上であり、滅失、やむをえず解体、または居住不能となった状態であること これに代わる住宅を宮古市内に建設または購入するため、金融機関（※）から住宅ローンを借り入れたこと <p>※住宅金融支援機構のローンも対象です。 ※加算支援金（補修）を受けると申請できません。 ※災害公営住宅に入居すると申請できません。</p>	<p>建物分の利子相当額を当初一括補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災家屋が持家の場合 補助上限額 465 万円 被災家屋が借家の場合 補助上限額 250 万円 <p>借入れに上限額、利率、償還年数の制限なし。</p>
岩手県内に建設または購入	<p>生活再建住宅支援事業（利子補給補助）（県事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅のり災判定が半壊以上であり、滅失、やむをえず解体、または居住不能となった状態であること これに代わる住宅を岩手県内に建設または購入するため、金融機関（※）から住宅ローンを借り入れたこと <p>※住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（P57）は、当初5年間0%なので対象外です。</p>	<p>建物分の5年間の利子相当額を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> 借入額上限 1,460 万円 金利上限 2%（金利上限を超える場合は2%分を補助） <p>※申請先は物件所在地の市町村役場です。</p>
既存ローン	<p>生活再建住宅支援事業（利子補給補助）（県事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに住宅ローン（建設・購入や補修）を借り入れたこと 新規住宅ローンの借入れの契約日時点で、被災した住宅のローンが残っていること 	<p>既存ローンの建物分の5年間の利子相当額を一括補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助上限額：新規住宅ローンの借入額 <p>※申請先は物件所在地の市町村役場です。</p>

◆申請期限 令和4年3月31日

すでに実施したものであっても、条件を満たすものであれば平成23年3月11日にさかのぼって適用します。

これから着手するものについては、事前にお申し出ください。

※被災元が災害危険区域またはその設定が予想される場合は、防災集団移転促進事業などの利子補給金が利用可能となる場合があります。詳しくは、P60～63をご覧ください。

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所3階 TEL0193-68-9107

⑥生活再建住宅支援事業（新築特定工事補助金）

終了

◆対象者

次の条件すべてに該当する方

- ・被災住宅のり災判定が半壊以上であること
 - ・被災住宅が滅失、または居住不能でやむをえず解体していること
 - ・被災住宅に代わる居宅を岩手県内に建設または購入する際に下記の工事を行うこと
- ※ 被災住宅の所在地は市外、県外など、場所を問いません。
 ※ 中古物件を購入される場合も対象です。

◆対象工事と補助の内容

ア バリアフリー対応工事（基準を満たした住宅の床面積に応じた補助）

住宅の床面積	補助金額（定額）
75 m ² 未満	40 万円
75 m ² 以上 120 m ² 未満	60 万円
120 m ² 以上	90 万円

※ バリアフリー対応工事とは、住宅の品質確保の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の9の9-1（3）ハ等級3の基準を満たすもの、中古住宅購入の場合は同基準第5の9の9-1（4）ハ等級3の基準を満たすものです。下記のお問い合わせ先で「バリアフリー基準表」をお渡ししています。

イ 県産材使用（岩手県産木材の使用量に応じた補助）

県産の木材を 10 m³以上使用する住宅が対象となります。

岩手県産の木材の使用量	補助金額（定額）
10 m ³ 以上 20 m ³ 未満	20 万円
20 m ³ 以上 30 m ³ 未満	30 万円
30 m ³ 以上	40 万円

※ 県産材とは、岩手県産材認証推進協議会が定める基準を満たし岩手県産材産地証明書により岩手県産木材として証明されたもの、または市長が認めたものです。

※ 宮古地域産の木材を使用した場合、宮古市地域木材利用住宅推進事業費補助金制度（P47 ⑦）と併用可能になる場合があります。

◆申請期限 令和4年3月31日

すでに実施したものであっても、条件を満たすものであれば平成23年3月11日にさかのぼって適用します。

これから着手するものについては、事前に申請してください。

※ 申請先は物件所在地の市町村役場です。

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所3階 TEL0193-68-9107

⑦宮古市地域木材利用住宅推進事業費補助金制度（宮古市独自事業）

地域木材を使用して自宅を建築・増築する方に、補助金を支給します。被災の有無は問いません。

◆対象となる住宅

- ・宮古市内に建設・増築する専用住宅または店舗・事務所などの併用木材住宅であること（ただし増築・併用住宅は2分の1以上が住居専用であること）
 - ・全体の80%以上かつ10㎡以上地域木材を使用すること
 - ・地域木材の2分の1以上は宮古市内で伐採された木材であること
- ※ 地域木材とは、岩手県産材認証推進協議会が定める基準を満たし岩手県産材産地証明書により岩手県産木材として証明されたものです。

◆対象者

- ・宮古市内に自宅を建築・増築する方

◆補助の内容 一棟あたり 30 万円

◆申請期限 住宅の完成する年度の年度末

お問い合わせ先

宮古市 農林課 林政係
市役所 2階 TEL0193-68-9097

⑧被災住宅相談窓口

住宅の建築などについて、技術的な相談ができます。相談員の現地派遣や被災地巡回住宅相談なども行っております。

お問い合わせ先

一般社団法人岩手県建築士事務所協会
被災住宅相談窓口 TEL019-651-0781

⑨岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度〈岩手県受託事業〉

住宅再建のために工務店や土地・中古住宅等探しのお手伝いをします。申込みの希望条件に、対応可能な工務店及び不動産情報をご紹介します。

お問い合わせ先

岩手県地域型復興住宅推進協議会
事務局 一般社団法人岩手県建築士事務所協会
マッチングサポート制度窓口 TEL019-651-0784

(2) 被災した住宅を補修・改修するための支援

これらの支援を受けると、災害公営住宅（P66～75）に入居できない場合があります。

①加算支援金（補修）（被災者生活再建支援制度）

終了

被災住宅を補修し、所定の条件に該当する世帯に、支援金を交付します。
詳しくはP18をご覧ください。

◆申請期限 令和3年4月10日

お問い合わせ先 宮古市 福祉課 生活福祉係
市役所1階 TEL0193-68-9083

②生活再建住宅支援事業（補修補助）

終了

◆補助の内容

被災箇所の補修工事費10万円以上の場合に補修工事費の2分の1の額を補助します。
・補助上限額30万円

◆対象者

次の条件すべてに該当する方

- ・被災住宅のり災判定が半壊または一部損壊であること
- ・被災住宅を自らが居住するために補修すること
- ・被災した箇所の補修工事を行い、その工事費が10万円以上であること
- ・被災者生活再建支援制度の基礎支援金（P17）および加算支援金（P18）を受けていないこと
- ・災害救助法による住宅の応急修理（平成23年8月終了）を受けていないこと

◆申請期限 令和3年3月31日

すでに実施したものであっても、条件を満たすものであれば平成23年3月11日にさかのぼって適用します。

これから着手するものについては事前に申請してください。

お問い合わせ先 宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所3階 TEL0193-68-9107

③生活再建住宅支援事業（改修補助）

終了

◆対象者

次の条件すべてに該当する方

- ・被災住宅のり災判定が一部損壊以上であること
- ・被災住宅を改修する際に、下記の工事を行うこと

◆対象工事と補助の内容

ア 耐震改修

耐震診断を行い、耐震基準を満たさない住宅を現在の耐震基準に適合させるための工事

- ※ 改修工事計画を確認できる書類（建築士の記名・押印のあるものに限る）が必要です。ただし岩手県木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱に基づく補助を受けているものは対象外です。

工事費の2分の1の額を補助します。

- ・補助上限額 60 万円

イ バリアフリー改修

被災住宅において、次のいずれかに該当する改修工事

- ・手すりの取付け
- ・床段差の解消
- ・滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ・扉の取替え（開き戸から引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え）
- ・便器の取替え（和式便器から洋式便器への取替え）
- ・その他、上記住宅改修に付帯して必要となる工事

工事費の2分の1の額を補助します。

- ・補助上限額 60 万円

ウ 県産材使用改修

次のいずれかに該当する改修工事

- ・被災住宅において、県産材を 0.5 m³以上使用する工事
- ・工事する床面積が 10 m²を超える場合に、床面積 1 m²あたり 0.04 m³以上の県産材を使用する工事

- ※ 県産材とは、岩手県産材認証推進協議会が定める基準を満たし岩手県産材産地証明書により岩手県産木材として証明されたもの、または市長が認めたものです。

- ※ 宮古市地域木材利用住宅推進事業費補助金制度（P47 ⑦）は併用できません。工事費の2分の1の額を補助します。

- ・補助上限額 20 万円

◆申請期限 令和3年3月31日

すでに実施したものであっても、条件を満たすものであれば平成23年3月11日にさかのぼって適用します。これから着手するものについては事前に申請してください。

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所3階 TEL0193-68-9107

④生活再建住宅支援事業（利子補給補助）

終了

被災住宅を補修・改修するために、ローンを契約した場合、その利子について補助金を交付します。

また、新規ローン契約時に被災住宅のローンが残っていた場合は、その残額利子に対して5年間分の利子相当額を一括補助します。

◆対象条件と補助の内容

区分	対象条件 各枠内の条件を満たすこと	内容
補修など	生活再建住宅支援事業（利子補給補助） （県事業） ・被災住宅の[り災判定]が一部損壊以上であること ・この住宅の補修・改修のため、金融機関(※)から住宅ローンを借り入れたこと ※住宅金融支援機構のローンも対象です。	5年間の利子相当額を補助。 ・借入額上限 640 万円 ・金利上限 1%（金利上限を超える場合は1%分を補助） ◆申請期限 令和3年3月31日
既存ローン	生活再建住宅支援事業（利子補給補助） （県事業） ・新たに住宅ローン（建設・購入や補修）を借り入れたこと ・新規住宅ローンの借入れの契約日時点で、被災した自宅の住宅ローンが残っていること	既存ローンの建物分の5年間の利子相当額を一括補助。 ・補助上限額：新規住宅ローンの借入額 ◆申請期限 令和3年3月31日

すでに実施したものであっても、条件を満たすものであれば平成23年3月11日にさかのぼって適用します。

これから着手するものについては事前にお申し出ください。

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所3階 TEL0193-68-9107

⑤被災住宅相談窓口

被災した住宅の補修について、技術的な相談ができます。相談員の現地派遣や被災地巡回住宅相談なども行っております。

お問い合わせ先

一般社団法人岩手県建築士事務所協会
被災住宅相談窓口 TEL019-651-0781

⑥岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度＜岩手県受託事業＞

家の補修・改修のために工務店探しのお手伝いをします。

申込みの希望条件に、対応可能な工務店をご紹介します。

お問い合わせ先

岩手県地域型復興住宅推進協議会
事務局 一般社団法人岩手県建築士事務所協会
マッチングサポート制度窓口 TEL019-651-0784

(3) 被災した宅地の復旧への支援

終了

①被災宅地復旧支援事業

東日本大震災により被災した宅地を復旧させるため、宅地復旧工事費用の一部を補助し、被災した宅地の安全性の回復を促進するための事業です。

◆補助金額

一宅地当たり対象工事費 20 万円以上の場合に対象工事費の 2 分の 1 の額を補助します。

- ・補助上限額 200 万円

◆対象となる宅地

次の条件すべてに該当する宅地

- ・被災住宅のり災判定が一部損壊以上であること
- ・東日本大震災により被災し、安全性の損なわれている宮古市内の宅地であること
- ・自らが居住している住宅の宅地であること（東日本大震災の発生時に居住していた宅地で、東日本大震災により被災し除却したものを含む）
- ・過去に本事業による補助金の交付を受けている宅地でないこと

◆対象とならない宅地

- ・貸家、アパートなどの営利を目的とする不動産事業用の宅地
- ・非住宅の再建または補修のための宅地
- ・土地区画整理事業の対象である宅地
- ・防災集団移転促進事業で整備した宅地

◆対象となる工事内容

工事費 20 万円以上の下記工事

- ・のり面の保護工事
- ・側溝などの排水施設の設置工事
- ・地盤の補強および整地工事（盛土は高さ 50 cm まで）
- ・擁壁の設置および補強工事
- ・地盤の調査および設計調査
- ・その他宅地の安全性の回復に必要な復旧工事

◆申請期限 令和 3 年 3 月 31 日

すでに工事を実施したものであっても、条件を満たすものであれば平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって適用します。

※ 申請先は宅地所在地の市町村役場です。

※ 宮古市内の宅地の場合、宮古市浸水宅地等復旧支援事業（P52）と併用可能になる場合があります。

お問い合わせ先

宮古市 都市計画課 まちづくり推進係
市役所 3 階 TEL0193-68-9105

②宮古市浸水宅地等復旧支援事業（宮古市独自事業）

東日本大震災により被災した宅地を復旧させるため、宅地復旧工事費用の一部を補助し、浸水した宅地などの安全性の回復を促進するための事業です。

◆補助金額

一宅地当たり対象工事費 20 万円以上の場合に対象工事費の 2 分の 1 の額を補助します。

- ・補助上限額 50 万円

◆対象となる宅地

次の条件すべてに該当すること

- ・被災住宅のり災判定が一部損壊以上であること
- ・東日本大震災により被災し、安全性の損なわれている宮古市内の宅地であること
- ・東日本大震災の発生時に自らが居住していた宅地で、自らが居住するための住宅を新築する宅地であること
- ・過去に本事業による補助金の交付を受けている宅地でないこと

◆対象とならない宅地

- ・東日本大震災の発生時に自らが居住していなかった宅地
- ・貸家、アパートなどの営利を目的とする不動産事業用の宅地
- ・非住宅の再建または補修のための宅地
- ・土地区画整理事業の対象である宅地
- ・防災集団移転促進事業で整備された宅地

◆対象となる工事内容

工事費 20 万円以上の下記工事

- ・のり面の保護工事
- ・側溝などの排水施設の設置工事
- ・地盤の補強および整地工事（盛土は高さ 50 cm まで）
- ・擁壁の設置および補強工事
- ・地盤の調査および設計調査
- ・その他宅地の安全性の回復に必要な復旧工事

◆申請期限 令和 3 年 3 月 31 日

すでに工事を実施したものであっても、条件を満たすものであれば平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって適用します。

※ 被災宅地復旧支援事業（P51）と併用可能になる場合があります。

お問い合わせ先

宮古市 都市計画課 まちづくり推進係
市役所 3 階 TEL0193-68-9105

(4) 太陽光発電システム設置への支援

終了

① 岩手県被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金

被災家屋の修繕または新築などを行う際、新たに太陽光発電システムを導入する場合に、経費の一部を補助します。

◆対象者

次の条件すべてに該当する方

- ・被災家屋のり災判定が半壊以上である方、または災害公営住宅（戸建）に居住（所管する市町村の承認が必要）する方
- ・平成24年4月1日以降に太陽光発電システムを設置し、対象者（被災者）自らが使用する方
- ・電力会社との電力受給を開始した方

◆補助額

設置に要する経費に対し、太陽電池モジュールの公称最大出力に1kWあたり2万円を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）を補助します。

- ・補助上限額 19.9万円

〈例〉太陽電池モジュールの公称最大出力が3.58kWの場合

$$3.58\text{kW} \times 20,000 \text{円} = 71,600 \text{円} \rightarrow 71,000 \text{円}$$

※ 太陽光発電システムの設置にかかる岩手県の他の補助金との併用はできません。

◆対象となるシステム

修繕や新築などを行う建物に設置する太陽光発電システムで、次の条件すべてに該当すること

- ・岩手県内に新たに設置した太陽電池発電によるもの
- ・太陽電池モジュールの公称最大出力が10kW未満であるもの

※ 災害公営住宅に居住する方は、本補助金申請にあたり建物の修繕や新築を行う必要はありません。

◆申請期間 令和4年4月1日～令和5年3月10日

※ 予算額に達した時点で受付を終了します。

※ 宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金（P54）と併用可能です。

お問い合わせ先

岩手県 環境生活部 環境生活企画室
温暖化・エネルギー対策担当
Tel.019-629-5273

②宮古市住宅用太陽光発電システム・蓄電池システム導入促進費補助金

(宮古市独自事業)

新たに宮古市内の住宅へ太陽光発電システムや蓄電池システムを設置する場合に、経費の一部を補助します。被災の有無は問いません。

◆補助金の概要

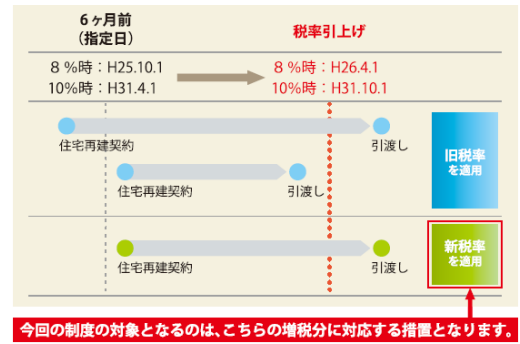
	太陽光発電システム	蓄電池システム
受付期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
申請期限	「電力受給契約確認書」に記載の受給開始日から3ヶ月以内	太陽光発電システムと接続した日から3ヶ月以内
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住する戸建て住宅にシステムを設置した方 ・事業用施設等にシステムを設置した法人または団体 ・市税を滞納していない方 	
対象システム	太陽電池の最大出力合計値が10kW未満のもの	他の制度による補助金等の交付を受けていないこと
	【共通条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・未使用品であること ・宮古市内に本店、支店、営業所等のある販売店または施工業者により設置されたもの 	
補助額	太陽電池の最大出力合計値(kW)あたり4万円(千円未満切り捨て) ※上限25万円	蓄電池の定格容量(kWh)あたり3万円(千円未満切り捨て) ※上限20万円

お問い合わせ先

宮古市 エネルギー推進課 エネルギー推進係
本庁舎4階 TEL0193-68-9079

(5) 住まいの復興給付金制度

東日本大震災により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」）の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。



◆対象者

次の条件すべてに該当する者

- ・被災住宅の所有者
- ・再取得住宅の所有者または被災住宅の補修工事を発注した者
- ・再取得住宅または補修した被災住宅に居住している者

*被災住宅（東日本大震災で被害が生じた住宅）とは

- ・り災証明書等で「全壊または流出」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床上浸水」の認定を受けた住宅
- ・原子力災害による避難指示区域等内にある住宅

※り災判定が一部損壊で「建設・購入」の場合は被災住宅を取り壊していることが必要

◆対象となる住宅

消費税率8%または10%の適用を受けている期間に建築・購入した住宅、または宅地建物取引業者が販売した中古住宅、あるいは補修した被災住宅

◆給付申請額

①建築・購入

再取得住宅の床面積 (最大175㎡まで) ※175㎡を超える場合は175㎡分を給付	×	給付単価		×	再取得住宅の持分割合 (登記上の割合)
		消費税率が8%のとき (3%増税)	5,130 円		
		消費税率が10%のとき (5%増税)	8,550 円		

②補修

被災時点の被災住宅の床面積	×	給付単価		AまたはB のどちらか 少ない方の 金額を給付	実際に支払った補修 工事費の消費税増税分												
		消費税率が8%のとき (3%増税)	<table border="1"> <tr><td>全壊</td><td>1,680 円</td></tr> <tr><td>大規模半壊</td><td>1,650 円</td></tr> <tr><td>半壊</td><td>1,380 円</td></tr> <tr><td>一部損壊</td><td>840 円</td></tr> </table>			全壊	1,680 円	大規模半壊	1,650 円	半壊	1,380 円	一部損壊	840 円				
全壊	1,680 円																
大規模半壊	1,650 円																
半壊	1,380 円																
一部損壊	840 円																
		消費税率が10%のとき (5%増税)	<table border="1"> <tr><td>全壊</td><td>2,800 円</td></tr> <tr><td>大規模半壊</td><td>2,750 円</td></tr> <tr><td>半壊</td><td>2,300 円</td></tr> <tr><td>一部損壊</td><td>1,400 円</td></tr> </table>	全壊	2,800 円	大規模半壊	2,750 円	半壊	2,300 円	一部損壊	1,400 円		<table border="1"> <tr><td>消費税率 8%</td><td>3%増税分 補修工事費 税抜金額 × 0.03</td></tr> <tr><td>消費税率 10%</td><td>5%増税分 補修工事費 税抜金額 × 0.05</td></tr> </table>	消費税率 8%	3%増税分 補修工事費 税抜金額 × 0.03	消費税率 10%	5%増税分 補修工事費 税抜金額 × 0.05
全壊	2,800 円																
大規模半壊	2,750 円																
半壊	2,300 円																
一部損壊	1,400 円																
消費税率 8%	3%増税分 補修工事費 税抜金額 × 0.03																
消費税率 10%	5%増税分 補修工事費 税抜金額 × 0.05																

※給付申請は1申請者につき1回までです。「建築・購入」と「補修」の両方に申請することもできません。国土交通省所管のすまい給付金との併用もできません。

お問い合わせ先

住まいの復興給付金事務局コールセンター

(土・日・祝日を除く9時~17時)

TEL0120-250-460 (フリーダイヤル)

IP電話などからのご利用 TEL022-745-0420 (有料)

ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>



(6) 宮古市営浄化槽事業

新築する際に公共下水道や集落排水施設が整備されていない区域では、浄化槽を設置します。浄化槽とは、家庭（トイレ・台所・風呂場・洗面所など）から出る生活排水全般を微生物により処理し、きれいな水にしてから自然に戻す浄水処理装置です。設置から維持管理までを市が事業主体となって行う市営浄化槽事業を利用することができます。

◆対象地域

次の①～④を除く地域

- ①公共下水道事業計画区域（宮古処理区）
ただし、計画区域内で市が認める区域は除く
- ②特定環境保全公共下水道事業計画区域（田老処理区）
- ③農業集落排水事業計画区域（墓目処理区）
- ④漁業集落排水事業計画区域（千鶏・石浜処理区）

◆対象者 対象地域の住宅などの所有者または居住者で市営浄化槽の設置を希望する方

◆設置費用および使用料

浄化槽設置工事費の10分の1程度を、設置分担金として市に納付していただきます。その後は、毎月浄化槽使用料金（下水道使用料と同一料金）が必要です。

その他、下記のような費用が必要になります。

- ・排水設備工事は個人負担となります。
- ・放流ポンプを設置した場合には、5～10人槽の浄化槽では10万円が個人負担となります。
- ・放流ポンプの使用料金は月額660円となります。

※ 設置後は、市が保守点検、清掃、水質検査などの維持管理を実施します。

※ 浄化槽設置分担金の一例

人槽	工事費概算	市負担	分担金 (個人負担)	条件
7人槽	110万円	97.5万円	12.5万円	宅床面積が130㎡を超える専用住宅

詳しくは下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

宮古市 上下水道部 生活排水課
上下水道部庁舎2階 TEL0193-71-2299
宮古市長町一丁目2番1号

(7) 浄化槽再設置支援事業（宮古市独自事業）

終了

浄化槽を設置していた方が東日本大震災により被災し、再建に伴い浄化槽を再設置する場合、市設浄化槽分担金を免除します。

お問い合わせ先

宮古市 上下水道部 生活排水課
上下水道部庁舎2階 TEL0193-71-2299
宮古市長町一丁目2番1号

(8) 木質バイオマスストーブ設置事業補助金

宮古市では木質バイオマスエネルギーの普及を促進するため、木質バイオマスストーブ（ペレットストーブおよび薪ストーブ）を設置する場合に補助金を交付します。被災の有無は問いません。

◆木質バイオマスストーブとは

ア ペレットストーブ

製材工場やチップ工場から産出される端材や樹皮といった残・廃材を活用し、粉碎し円筒形に固めたペレットを燃料とするストーブで、ペレット専用の投入口のついたものになります。

イ 薪ストーブ

薪を燃料とするストーブで、二次燃焼などにより排煙を減少させる機能を有しているストーブとなります。

※ 二次燃焼機能などが無い薪ストーブに関しては、対象外です。

◆対象者

次の条件すべてに該当すること

- ・宮古市内に住所または事務所を有すること
- ・居宅または事務所に木質バイオマスストーブを設置し、適切に維持管理できること

◆補助額

木質バイオマスストーブ1台につき、設置に要する経費の3分の1以内の額を補助します。

- ・補助上限額 10万円

◆申請期限 設置する年度の年度末

お問い合わせ先

宮古市 農林課 林政係
市役所2階 TEL0193-68-9097

(9) 被災された方の住宅ローンなどの支援

① 災害復興住宅融資・災害復興宅地融資

被災した住宅を建設・購入または補修する場合や、宅地を復旧する場合に、住宅金融支援機構からの融資を受けることができます。

住宅金融支援機構（旧：住宅金融公庫）とは

⇒全額政府出資の独立行政法人で、住宅ローン関係の業務を行っている機関です。

◆融資内容（令和2年10月～）

再建方法	条件(り災判定)	内容
建設	半壊以上	土地取得あり 3,700万円 土地取得なし 2,700万円 [土地取得] ⇒り災日後に、申込本人が有償で土地の所有権 または借地権を取得する場合
購入	半壊以上	3,700万円 被災親族同居の場合は、+640万円
補修	一部損壊以上	1,200万円
宅地補修	宅地に被害が生じたことを証する証明書が必要です。	500万円

◆融資金利 最新の金利は下記コールセンターへお問い合わせください。

◆申請期限 令和8年3月31日

お問い合わせ先

住宅金融支援機構お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル
 TEL0120-086-353（フリーダイヤル）
 TEL048-615-0420（有料）

②利子補給金の支援

住宅を再建するために住宅ローンを利用した場合に、その利子に対し補助金を支給します。

すでに住宅ローンを利用したものであっても、条件に該当する場合は平成23年3月11日にさかのぼって適用される場合があります。これから利用するものについては事前にご相談ください。

詳しくは、P45 および P50 ④をご覧ください。

※ 被災元が災害危険区域に指定された場合、追加で支援を受けられる場合があります。詳しくは、P60～63をご覧ください。

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所3階 TEL0193-68-9107

③被災前の住宅ローンなどについての相談窓口

東日本大震災の影響で被災した住宅のローンなどの借金返済にお困りの方や近い将来に返済できないことが見込まれる方は、下記で相談できます。

また、借入れている金融機関へ相談すると、貸付け条件の変更などに応じてもらえる場合があります。

ア 被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）

被災された方の状況に応じて、東日本大震災前の住宅ローンを中心とした債務につき、免除もしくは一定の割合での減額を受けることを可能にする制度です。ただし、債務の免除・減額には一定の要件を満たすことが必要です。

この制度には次のようなメリットがあります。

- ・ 法的整理（破産）とは異なり、個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。
- ・ 国の補助により、弁護士費用はかかりません。（登録弁護士の費用に限ります。）
- ・ 手元に残せる現預金の上限が500万円を目安に拡張されています。義援金、支援金、弔慰金などは、この500万円とは別に手元に残すことができます。（被災状況、生活状況などの個別事情により減額となることがあります。）

お問い合わせ先

ローン借入先の金融機関等
（一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関）

イ 住宅金融支援機構（旧：住宅金融公庫）のローンの場合

借入先が住宅金融支援機構（旧：住宅金融公庫）の場合は、下記災害専用ダイヤルへお問い合わせください。

お問い合わせ先

住宅金融支援機構お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル
TEL0120-086-353（フリーダイヤル）
TEL048-615-0420

(10) 被災元が災害危険区域に指定された場合の支援

平成 23 年 3 月 11 日以降に被災元が災害危険区域に指定された場合、下記の事業が実施されます。

土地を所有していないアパートなどの住民の方も対象に含まれます。

※ 店舗、工場、事務所などの事業所系の敷地は対象外です。

◆災害危険区域とは


津波、高潮、洪水などの災害に備えて、住宅などの居住用建築物の新築・改築を制限する区域のことです。建築基準法（第 39 条）に基づいて、宮古市が条例で区域を指定し、建築制限を設けています。

※ 事務所、工場、倉庫などは制限されません。

◆災害危険区域の区域種別

区域	条件	建築制限
第 1 種区域	予想浸水深が 2 m 以上の地点を含む地形地物により区画された地域	住宅など（住居の用に供する建物）の新築・改築の禁止
第 2 種区域	予想浸水深が 1 m 以上 2 m 未満の地点を含む地形地物により区画された区域	下図のとおり
第 3 種区域	予想浸水深が 1 m 未満の地点を含む地形地物により区画された区域であり、第 1 種区域または第 2 種区域に隣接する区域	下図のとおり

第 2 種区域・第 3 種区域は、図のどちらか一方の条件を満たす場合に建築が認められます。



- ・ 1 階以下に居室を設けないもの
- ・ 建築物の主要構造部（屋根および階段を除く）を鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造とするもの



- ・ 宅地が面する道路の中心線のうち、最も低い位置から、盛土もしくは擁壁の高さと基礎の上端までの高さを合わせて第 2 種区域の場合 1.5m 以上とするもの
- 第 3 種区域の場合 0.5m 以上とするもの

◆宮古市で災害危険区域に指定された地域（令和4年2月1日現在）

※ 下記地域の全域が危険区域に指定されているわけではありません。また、区域の追加や変更を行う場合もあります。

地区	災害危険区域
田老	摂待、田老、水沢漁港、小堀内（田老）、青野滝、沼の浜、小港和野、小港漁港、越田、榎内漁港
崎山	松月、女遊戸、中ノ浜、宿、大沢、日出島
高浜・金浜	高浜、金浜
赤前・津軽石	法之脇、赤前、小堀内、葉の木浜、太田浜、小鯖沢、堀内
重茂	浦の沢、追切、鶴磯、荒巻、音部、平浜（大浜）、立浜、宿浜、重茂里、与奈沢、姉吉、千鶏、石浜、川代

被災元が災害危険区域に該当するか分からないときは、下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

宮古市 都市計画課 管理計画係
市役所3階 Tel.0193-68-9108

①防災集団移転促進事業

終了

災害危険区域のうち居住することが適当でない区域（移転促進区域）の住居を安全な住宅団地へ集団移転するための事業です。



◆支援内容

ア 一般の支援

P 43～59 をご覧ください。

イ 利子補給金一括補助

住宅を再建するために住宅ローンを利用した場合、その利子に補助金を支給します。すでに住宅ローンを利用したものであっても、該当する場合は適用します。

(補助内容)

移転先の土地購入	上限 206 万円
移転先の土地の土地造成	上限 60.8 万円
移転先の住宅建築	上限 465 万円

ウ 引越費用等補助金

引越などにかかる費用を支給します。
 ※土地区画整理事業（P 64）は対象外です。
 ※見積書・領収書などの提出が必要です。

(補助内容)

下記にかかる実費分を支給します。

- ・被災家屋の解体費
- ・引越費用
- ・仮住居費
- ・跡地整備費
- ・補助上限額 97.5 万円

お問い合わせ先

宮古市 都市計画課 まちづくり推進係
 市役所 3階 TEL0193-68-9105

②がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域以外の土地へ個別に再建される方への事業です。

◆支援内容

ア 一般の支援

P43～59をご覧ください。

イ 利子補給金一括補助

住宅を再建するために住宅ローンを利用する場合に、その利子に補助金を支給します。

※契約前の事前申請が必要です。

(補助内容)

移転先の土地購入	上限 96 万円
移転先の住宅建築	上限 325 万円

ウ 引越費用等補助金

引越などにかかる費用を支給します。

※契約前の事前申請が必要です。

(補助内容)

下記にかかる実費分を支給します。

- ・被災家屋の解体費
- ・引越費用
- ・仮住居費
- ・跡地整備費
- ・補助上限額 97.5 万円

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所 3 階 Tel0193-68-9107

(11) 土地区画整理事業施行区域に指定された場合の支援

終了

土地区画整理事業では、被災した市街地の復興を図るため、個々の土地所有者から土地の一部を提供してもらい、新たに宅地、道路や公園などの公共施設を整備します。

このため、事業後は土地の形や面積、位置などが変わりますが、区画が整い、津波に対して必要なかさ上げや安全な避難場所、道路（経路）などが整備されることで、地域全体の利便性および防災機能が向上します。

◆土地区画整理事業が実施される地域

- ・ 鯉ヶ崎・光岸地地区
- ・ 田老地区（防災集団移転促進事業と併せて実施されます。）

◆支援内容

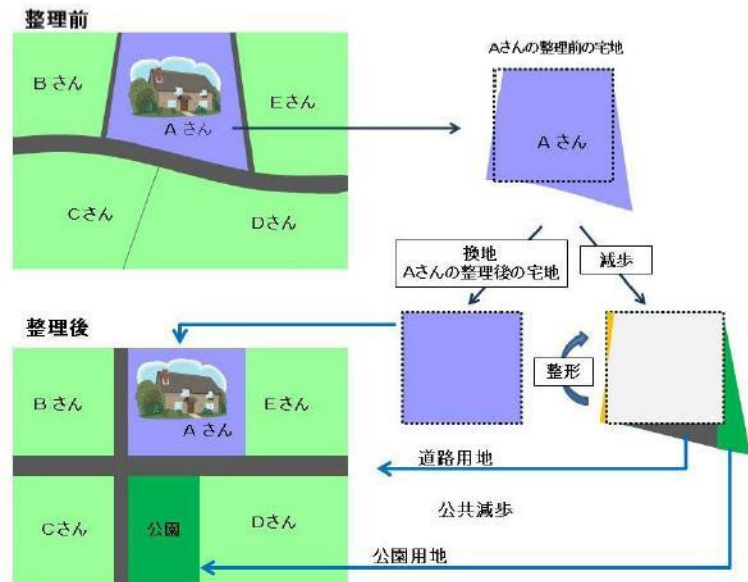
①一般の支援

P 43～59 をご覧ください。

②移転補償

移転元に建物があり移転対象となる場合、新たな住宅の建設費や引越費用が支給されます。

移転補償費は個々の物件に合わせて計算されますので、一律の金額ではありません。



お問い合わせ先

宮古市 都市計画課 まちづくり推進係
市役所 3階 TEL0193-68-9105

(12) 宮古市復興事業位置図

お問い合わせ先

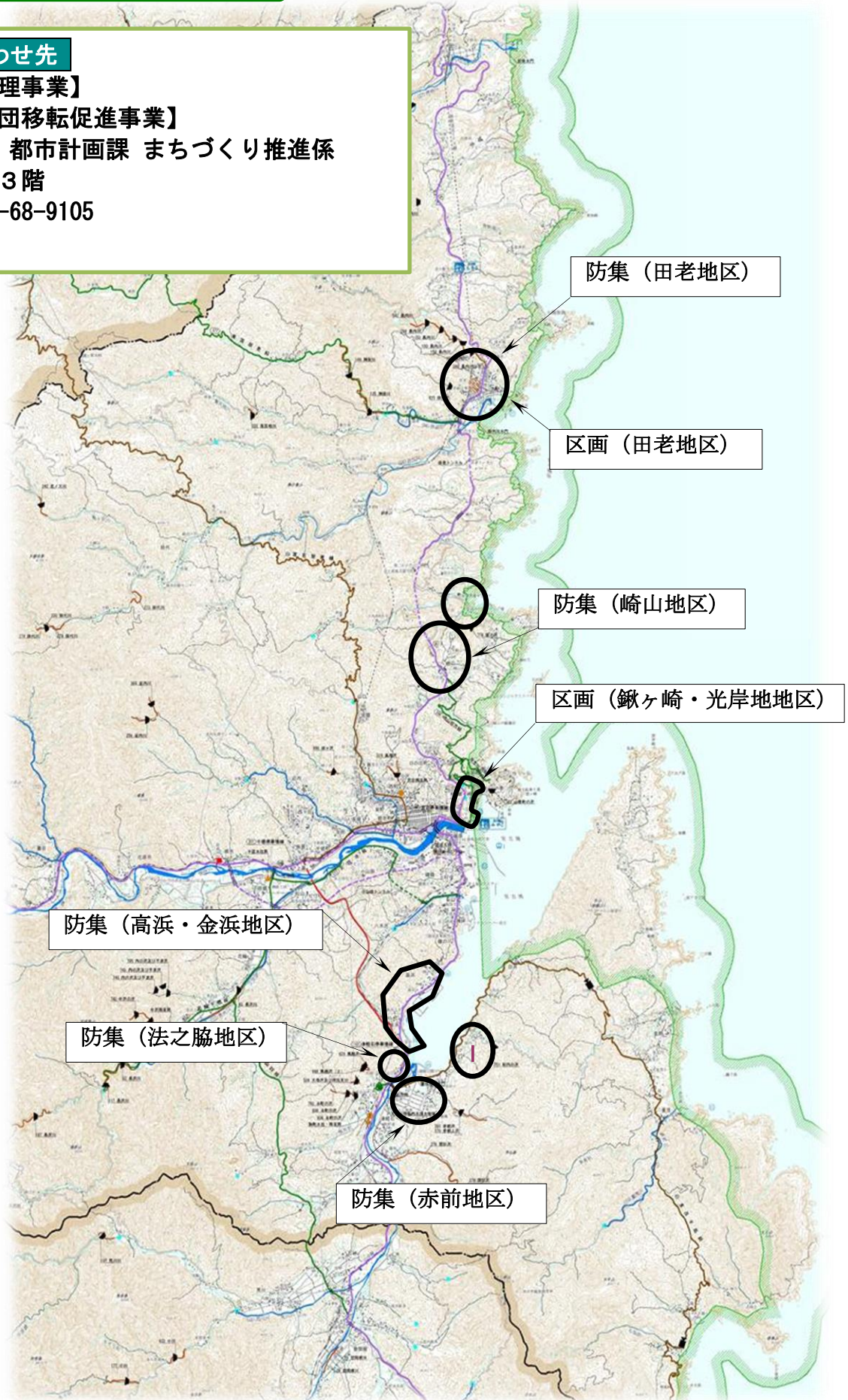
【区画整理事業】

【防災集団移転促進事業】

宮古市 都市計画課 まちづくり推進係

市役所 3階

Tel.0193-68-9105



(13) 災害公営住宅

災害公営住宅は、被災してお住まいに困っている方のため、新たに建設・改修された被災者専用住宅です。

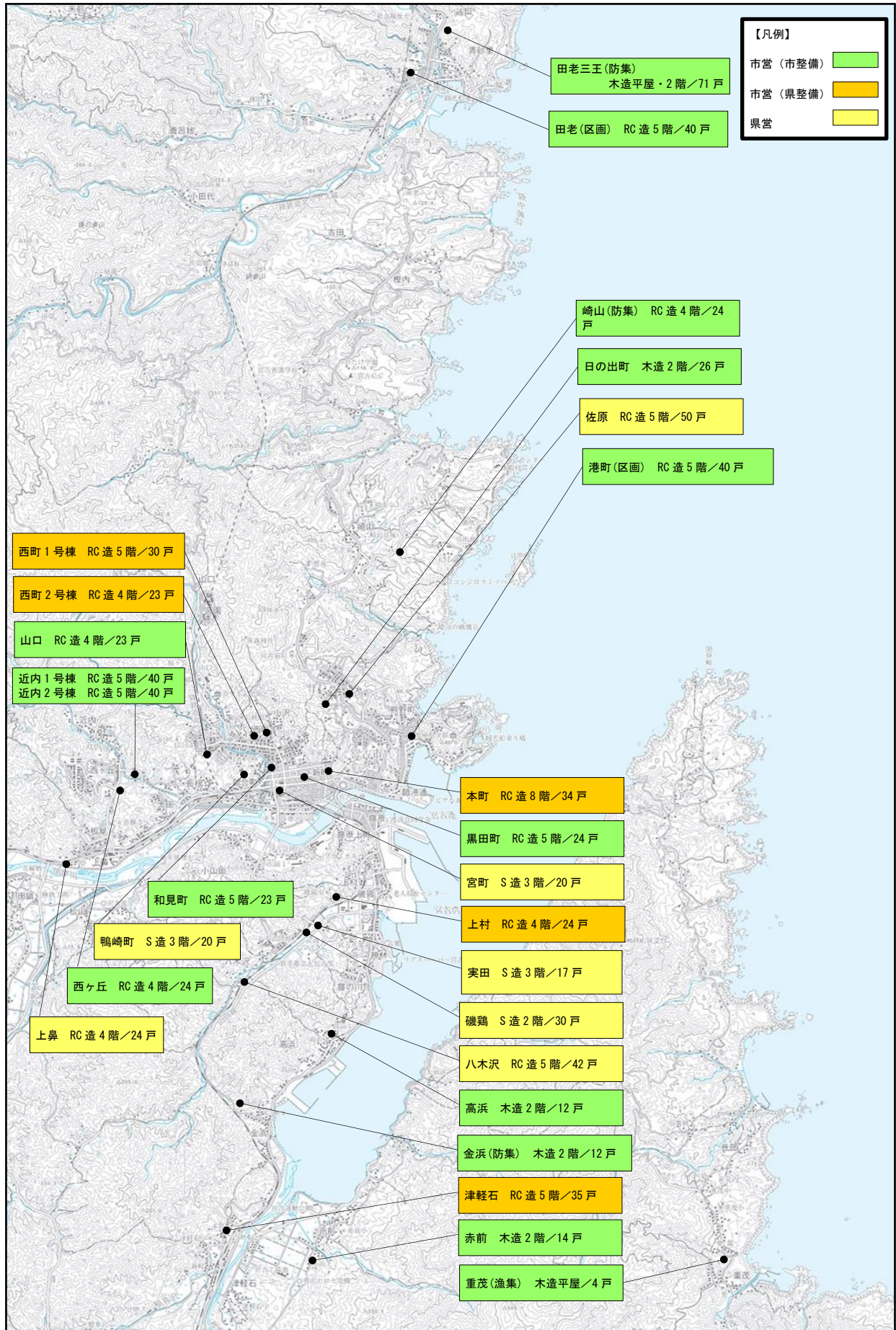
※ 災害公営住宅に入居した場合は加算支援金（賃貸）（P18）を受けられません。

①宮古市内災害公営住宅一覧

住宅名	構造等	住戸数					計	備考 ※次の地区で被災した方を優先します	
		1DK	2K	2DK	3DK	車いす対応			
市 営 住 宅	田老三王	木造2階・平屋		14	31	26		71	田老
	田老	鉄筋コンクリート造5階		5	20	15		40	田老
	崎山	鉄筋コンクリート造4階		4	12	8		24	崎山、崎嶽ヶ崎
	日の出町	木造2階			13	13		26	嶽ヶ崎、光岸地、築地、愛宕、崎嶽ヶ崎
	港町	鉄筋コンクリート造5階		10	20	10		40	嶽ヶ崎、光岸地、築地、愛宕、崎嶽ヶ崎
	和見町	鉄筋コンクリート造5階		4	19			23	宮古市内
	黒田町	鉄筋コンクリート造5階			16	8		24	宮古市内
	山口	鉄筋コンクリート造4階			23			23	宮古市内
	近内1号棟	鉄筋コンクリート造5階				39	1	40	宮古市内
	近内2号棟	鉄筋コンクリート造5階				40		40	①ペット飼養の方 ②宮古市内
	西ヶ丘	鉄筋コンクリート造4階			12	12		24	宮古市内
	高浜	木造2階			6	6		12	高浜
	金浜	木造2階			9	3		12	金浜
	赤前	木造2階		4	8	2		14	津軽石、赤前、白浜
	重茂	木造平屋			4			4	重茂、音部
	本町	鉄筋コンクリート造8階	7		20	7		34	宮古市内
	西町1号棟	鉄筋コンクリート造5階	5		15	10		30	宮古市内
	西町2号棟	鉄筋コンクリート造4階	4		11	8		23	宮古市内
	津軽石	鉄筋コンクリート造5階	5		20	10		35	津軽石、赤前、白浜
	上村	鉄筋コンクリート造4階	4		12	8		24	藤原、磯鶏
合計			25	41	271	225	1	563	
県 営 住 宅	上鼻	鉄筋コンクリート造4階	4		11	7	2	24	
	八木沢	鉄筋コンクリート造5階	9		20	11	2	42	
	佐原	鉄筋コンクリート造5階	5		25	17	3	50	
	磯鶏	鉄骨造2階	3		12	12	3	30	
	宮町	鉄骨造3階	3		10	6	1	20	
	鴨崎町	鉄骨造3階	3		11	6		20	
	実田	鉄骨造3階	3		8	6		17	
合計			30	0	97	65	11	203	
市営・県営住宅合計			55	41	368	290	12	766	

※ 3階以上の住宅には、エレベーターを設置します。

②宮古市内災害公営住宅位置図



(14) 宮古市営災害公営住宅

① 申し込みの資格

災害公営住宅は、東日本大震災で被災し、下記の①～⑥を全て満たす世帯は優先的に入居できます（一般の方も市営住宅申込の要件を満たせば入居は可能です）。

①	居住していた住宅が被災し、その住宅のり災判定が全壊または大規模半壊であり、その住宅が滅失していること。 (半壊の場合は、その住宅が住めない状態で、すでに取り壊していること)
②	居住できる家を所有していないこと。
③	仮設住宅（みなし仮設住宅含む）や、避難先に居住しており、現に住宅に困窮していること。 ※ 新たな住宅を取得した場合、被災住宅を修繕して住んでいる場合、みなし仮設ではないマンション・アパート・借家などに住んでいる場合など、安定した住居を確保されている場合は申し込みできません。 (すでに「住宅の再建」が完了した被災者は、申し込みできません)
④	申込世帯に暴力団員がいないこと。
⑤	市税等の滞納が無いこと。（滞納がある場合は、事前にご相談ください）
⑥	原則として、次の条件をすべて満たす連帯保証人がいること。 (すべてを満たすことが難しい場合、又は、連帯保証人を付けることが難しい場合は、事前にご相談ください) ・原則として市内に居住している方 ・入居者と同程度以上の収入があり、保証能力がある方 ・公営住宅入居者(市営、県営)以外の方 ・税金等の滞納がない方

- ・入居後に他の公営住宅に住み替えることは、特別な事由を除きできません。
- ・身体上または精神上の著しい障がいのため自活することが困難と認められる方のみの入居はできません。
- ・災害公営住宅に入居された方は、宮古市が独自に補助する「宮古市被災者すまいの再建促進事業」への申し込みはできませんのでご注意ください。

※ 岩手県が管理する災害公営住宅は、県が別に入居者募集を行いますので基準は別に定めます。

※ 災害公営住宅入居後に住宅を建設・購入した場合、加算支援金（建設・購入）（P18）および被災者住宅再建支援事業補助金（P43（1）②）は受給できませんが、宮古市被災者すまいの再建促進事業（P44）は受給できません。

②申し込みができる間取りについて

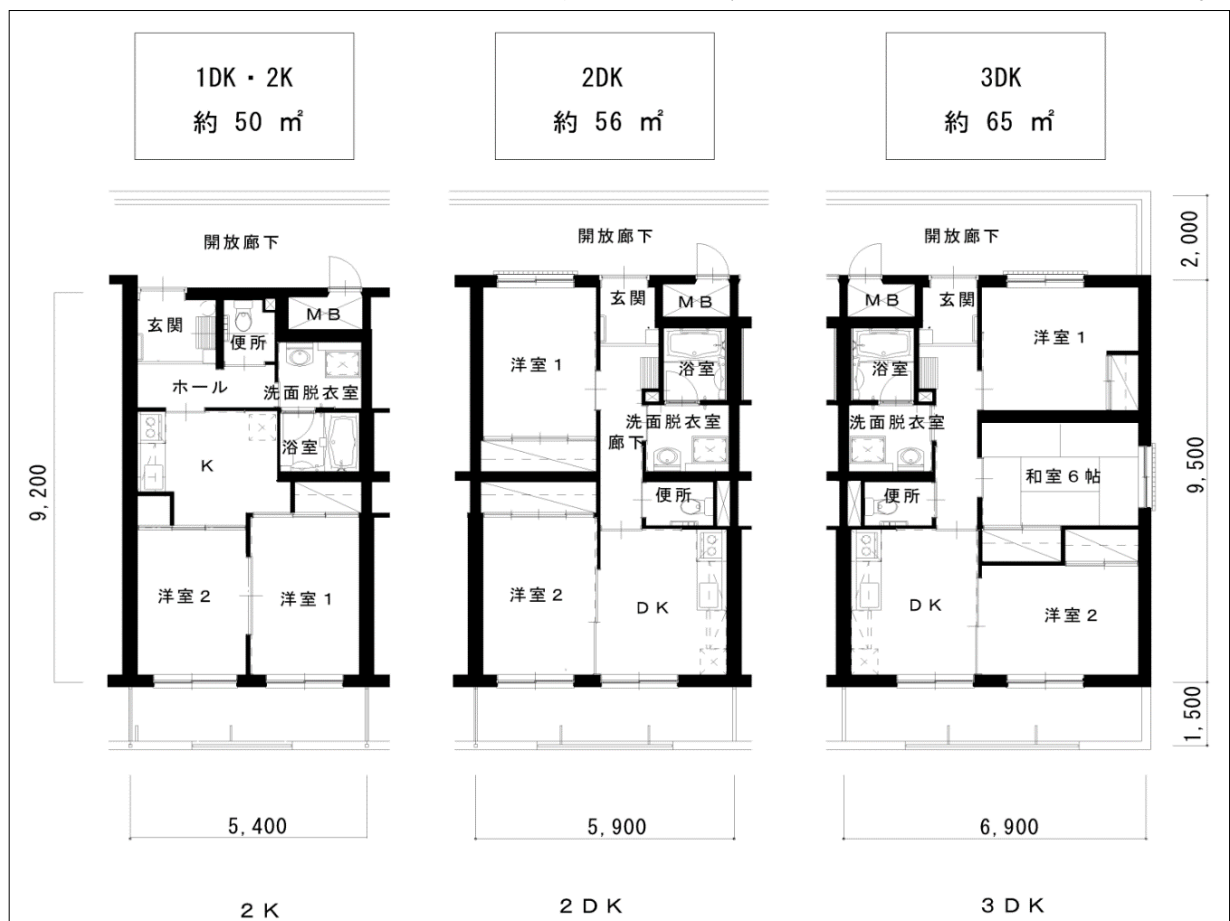
家族単位で申し込んでください。世帯の人数に応じた申し込みできる間取りは以下のとおりです。

入居世帯人数	1DK・2K (約 50 m ²)	2DK (約 56 m ²)	3DK (約 65 m ²)
1人	○	○	×
2人	○	○	○
3人	×	○	○
4人	×	×	○
5人以上	×	×	○

③標準的な間取りについて

災害公営住宅の標準的な間取りの目安は以下のとおりです。

※ 以下の間取りは一般的な例であり、実際に建築される建物とは違いがあります。



④家賃について

災害公営住宅の家賃は、世帯の収入等に応じて、軽減される家賃となっています。

また、災害公営住宅に入居する低所得世帯等（政令月収第1段階）は、入居する団地が管理開始されてからの10年間、さらに家賃が軽減されます。

家賃は、世帯全体の年間の収入額や家族の人数をもとに決まります。

入居した後は、毎年、世帯の収入額を市の窓口に申告していただき、それにより家賃の額を決定します。（毎年ご案内のうえ8月頃に必要書類を提出していただきます）

入居後、継続して収入基準月額が5段階以上に該当する世帯（比較的収入が多い世帯）は、3年目以降、割り増しの家賃がかかります。

なお、平成30年4月1日から「入居被災世帯における収入超過者・高額所得者への減免措置」が開始されました。詳しくは、お問い合わせください。

【家賃の額の目安】

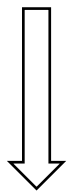
世帯の収入の判定		部屋ごとの家賃の目安(月額：円)			備考	
収入分位	政令月収 (月額：円)	1K・2K (50.0㎡)	2DK (56.0㎡)	3DK (65.0㎡)		
1段階	①	0	8,600	9,500	11,200	1段階の①から④は被災世帯のみ該当します。1段階に該当する世帯は、入居する団地の管理開始から10年の間に、⑤の額まで段階的に家賃が上昇します（表は管理開始から6,7年目の家賃です）。
	②	1 ～40,000	11,500	12,800	15,000	
	③	40,001 ～60,000	14,500	16,000	18,700	
	④	60,001 ～80,000	17,300	19,100	22,500	
	⑤	80,001 ～104,000	18,100	20,000	23,500	
2段階	104,001 ～123,000	20,900	23,100	27,200		
3段階	123,001 ～139,000	23,900	26,500	31,100		
4段階	139,001 ～158,000	27,000	29,800	35,000		
5段階	158,001 ～186,000	30,800	34,100	40,000	入居後、継続して5から8段階に該当する世帯(比較的収入の多い世帯)は、3年目以降の家賃が割増となります。	
6段階	186,001 ～214,000	35,600	39,400	46,200		
7段階	214,001 ～259,000	41,800	46,200	54,300		
8段階	259,001～	48,200	53,300	62,600		

- ・家賃は部屋の広さなどに応じて、住宅ごとに異なります。
- ・上記の家賃は現時点でのめやすです。
- ・政令月収とは、世帯の年間総所得額から控除額を差し引いた額の12分の1の額です。詳しくはお問い合わせください。
- ・家賃のほか、毎月共益費を負担していただきます。団地ごとの街灯やエレベーターの電気代などの負担です。1戸あたり月1,000円～3,000円程度を見込んで、かかった費用を入居者で均等に負担します。
- ・駐車場使用許可を受けた場合は、別途駐車場料金として月額1,500円がかかります。駐車場は1世帯1台のみです。

⑤申し込みから入居までの流れ

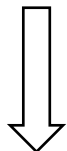
申込時期は、広報などでお知らせします。応募が多数となった場合は抽選となります。

1. 入居申し込み



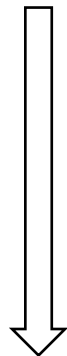
- ・「入居申込書」と「り災証明書の写し」を提出します。
- ※宮古市内で被災された方が優先となります。
- ※世帯を分離して入居申し込みをする場合は、その世帯ごとに申込書が必要となります。

2. 申込者の抽選会



- ・募集期間終了後に抽選を行い、内定者を選定します。
- ※抽選において外れた方は、次回の募集期間に公募した住宅に応募いただくようになります。

3. 入居手続き（入居資格審査）



- ① 内定者の入居手続きを行います。
 - ② 必要書類を提出します。
 - ③ 書類を審査し、不備が無ければ「入居手続きのお知らせ」にて次の手続きの案内をします。
- ※必要書類は、住民票、所得を証明するもの、納税証明書ほかの提出を期日までにお願いします。
 - ※必要書類に不備があれば取り消しとなる場合もあります。
 - ※事前に入居手続きの説明を行います。

4. 入居の決定



- ・敷金(家賃の3ヶ月分)を納付します。
- ・入居請書の提出をします。
- ・入居にあたっては、住宅設備の説明を行います。
- ・部屋の鍵をお渡しします

5. 入居

- ・鍵をお渡しした日から家賃がかかります。
- ・入居可能日から20日以内をめやすに、引越しをしてください。
- ・住民票はすみやかに移してください。

※書類の不備又は虚偽の申告等の場合には、入居の取り消しとなる場合があります。

⑥必要書類

提出時期	提出書類
申し込み のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・入居申込書 ・り災証明書の写し

当選後の入居手続きのとき	入居世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・入居する世帯全員の住民票 ・入居世帯の所得・扶養証明書（収入のある方全員分） ・入居世帯の納税証明書（納税などを行っている方全員分） ・敷金を納付した領収書の写し（敷金の猶予を受けた場合は不要） ・その他、必要に応じて健康保険証の写し、身体障害者手帳の写しなどを提出していただきます。
	保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・所得証明書 ・納税証明書 ・印鑑証明書

※ 一部の提出書類は発行に手数料がかかります。手数料は申込者負担です。

⑦入居の際の手続き

- ・入居の契約の際に敷金（家賃の3ヶ月分）を収めていただきます。
納付が難しい場合は納付を猶予します。ご相談ください。
家賃の滞納が無ければ、住宅を退去する際に、敷金は全額お返しします。
（※敷金は全額お返ししますが、退去する際には、畳の表替えなどの補修を行っていただきます）
- ・連帯保証人が1名必要です。家賃を滞納した場合は保証人にも連絡します。
- ・市税等の滞納がある方には災害公営住宅をお貸しできません。

⑧入居後について

- ・引越しと同時に、世帯全員の住民票を市営住宅に移して下さい。
入居している間は、住民票を災害公営住宅に置いてください。
- ・入居後に、他の公営住宅に移ることはできません。（特別な事由を除く）
- ・許可を受けていない方が住むことは認めません。（出生は除きます。）
家族が増減する場合は、必ず、申請のうえ許可を受けて下さい。
- ・住宅内で「管理人」を互選していただきます。（一般的に持ち回りです）
（市からの文書配布や共益費の徴収管理などをお願いします。）
- ・団地内の維持管理（清掃、草取りなど）は入居者の皆さんで行って下さい。
- ・家賃のほか、毎月「共益費」を負担していただきます。住宅ごとに、街灯の電気代など、共益的な費用にあてます。金額は団地ごとの額となります。共益費の徴収、管理は入居者の皆さんに行っていただきます。
- ・団地内のゴミ処理、側溝・排水路・空き地の清掃、草取り、除雪等は入居者の皆さんで行ってください。
- ・ペットの飼育は禁止です。
（あらかじめ指定している一部の災害公営住宅でのみ、飼育を認めます。）
- ・団地内は共同生活の場です。団地内のルール、地域のルールを守って生活して下さい。
- ・家賃額は毎年変わります。世帯の所得額等に応じて、毎年計算します。
- ・家賃額の算定のため、毎年、所得証明書などの必要書類を提出していただきます。
市から通知いたしますので、期限までに必要書類を提出願います。
提出されない場合は、家賃額が最高額となりますので注意して下さい。

II 住まいの再建支援制度

- ・入居後、病気や災害あるいは失職などの理由により極端に収入が減少し、家賃の支払いが困難となった方はご相談ください。家賃の減免制度が適用となる場合があります。
- ・年収が増加した場合などは、家賃が高くなります。大幅に増加した場合は、住宅から退去していただく場合があります。
- ・住宅の勝手な改修、増築はできません。
- ・住宅以外の用途（事業を始める、事務所にするなど）に使用することはできません。
- ・駐車場が整備されている住宅においては、家賃の滞納がない場合、1世帯に1区画をお貸しします。（入居者名義の車両に限ります）
- ・家賃を滞納したり、条例等に定める禁止行為などがあった場合は、住宅から退去していただく場合があります。

※多くの方が同じ団地にお住まいになっています。
お互いに気遣い合いながら生活してください。

⑨退去する場合

- ・退去の際は、畳の表替え、ふすま障子の貼り替え、入居者が損傷させた個所の補修などを行っていただきます。
- ・退去の際は検査を2回行います。1回目の検査の際に、補修していただく個所を指示します。その補修が終わったら、またご連絡下さい。日程を調整の上、2回目の検査を行います。（補修の手配はご自身で行っていただきます）
- ・2回目の検査が問題なく終了すれば、その場で住宅のカギをお返しいただきます。
- ・2回目の検査が終了するまで日割り家賃がかかります。敷金は後日、全額を口座振り込みでお返しします。
- ・退去の予定がある場合は、事前に、宮古市営住宅管理センターにご連絡下さい。（予定の段階で、早めに相談いただいても結構です。上記の手続きを説明します。）

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所3階 TEL0193-68-9107

株式会社寿広 宮古市営住宅管理センター TEL0193-62-5600
宮古市栄町3番1号

※ 岩手県営災害公営住宅は、募集方法や家賃などが異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般財団法人岩手県建築住宅センター TEL019-623-4414

沿岸広域振興局 宮古土木センター 管理課 TEL0193-64-2221
宮古市五月町1番20号 県宮古地区合同庁舎3階

(15) 公営住宅への入居申し込みについて

公営住宅は、所得が一定の基準以下であり住宅に困っている方に低廉な家賃で賃貸するために整備した住宅です。

※ 公営住宅へ入居した場合は加算支援金（賃貸）（P18）は受けられません。

①宮古市営住宅

市広報紙、ホームページで申し込み期間をお知らせしています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所 3階 TEL0193-68-9107

株式会社寿広 宮古市営住宅管理センター TEL0193-62-5600
宮古市 栄町 3番 1号

②岩手県営住宅

年に5回定期募集を行っており、県ホームページなどで申し込み期間をお知らせしています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般財団法人岩手県建築住宅センター TEL019-623-4414

(16) 民間賃貸住宅への入居にかかる支援

終了

○ 加算支援金（賃貸）（被災者生活再建支援制度）

被災後、被災家屋の代わりに民間賃貸住宅へ入居し、所定の条件に該当する世帯に、支援金を交付します。詳しくはP18をご覧ください。

※ 公営住宅へ入居した場合は対象外です。

お問い合わせ先

宮古市 福祉課 生活福祉係
市役所 1階 TEL0193-68-9083

(17) 転居にかかる支援

※ 建設型仮設住宅から転居される方は、備品をお持ちになり退去できる場合があります。詳しくは、P42 (1) をご覧ください。

① 防災集団移転促進事業引越費用等補助金

終了

被災元が災害危険区域に指定され、かつ防災集団移転促進事業対象者の方は、防災集団移転促進事業により引越費用などの補助金が支給されます。詳しくは、P62 ① ウをご覧ください。

※ 災害危険区域についてはP60～61をご覧ください。

※ 対象者に該当するかについては下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

宮古市 都市計画課 まちづくり推進係
市役所3階 TEL0193-68-9105

② がけ地近接等危険住宅移転事業引越費用等補助金

被災元が災害危険区域に指定された方は、がけ地近接等危険住宅移転事業により引越費用などの補助金が支給されます。

詳しくは、P63 ② ウをご覧ください。

※ 契約前の事前申請が必要です。

※ 災害危険区域についてはP60～61をご覧ください。

お問い合わせ先

宮古市 建築住宅課 公営住宅係
市役所3階 TEL0193-68-9107

終了

③宮古市被災者転居費用支援事業（宮古市独自事業）

東日本大震災で被災し、現在仮設住宅などの避難先へお住まいの方が、宮古市内の新居を恒久住宅として転居した際の引越代を補助します。

- ※ がけ地近接等危険住宅移転事業引越費用等補助金（P63 ① ウ）に該当しない方が対象です。
- ※ 防災集団移転促進事業引越費用等補助金（P62 ① ウ）は受付終了しました。

◆補助金額

引越業者の領収書がある場合	補助上限額5万円（千円未満切り捨て）
引越業者の領収書を紛失した場合	一律3万円

- ※ 引越業者以外への支払いは対象外です。
- ※ レンタカー代やガソリン代、知り合いへのお礼、引越業者・運送業者以外による引越しなどは対象外です。
- ※ 領収書を紛失した場合、可能なかぎり再発行を受けてください。
- ※ 1被災世帯につき原則1回の補助となります。

◆対象世帯

次の条件すべてに該当する世帯

- ・ 東日本大震災により、住んでいた住宅が被災し、義援金を受給している世帯
- ・ 応急仮設住宅などから、宮古市内で建設・購入した住宅、公営住宅、賃貸住宅などへ引っ越した世帯（市外から宮古市内に引越した場合も対象）
- ・ ~~防災集団移転促進事業~~やがけ地近接等危険住宅移転事業などの事業の対象とならない世帯
- ・ 被災元が災害危険区域に指定されたが、指定前に引っ越した世帯
- ・ 他に居住できる家を所有していない世帯

※ 住民票の異動手続きをしてからの申請になります。

◆提出書類

- ・ 引越業者が発行した引越費用の領収書
- ・ り災証明書
- ・ 振込用預金通帳
- ・ その他市長が必要と認める書類
- ・ 印鑑
- ・ 下記の4点から該当するもの
 - ア 建設工事請負契約書（新築）
 - イ 不動産売買契約書（購入）
 - ウ 入居許可証（公営住宅）
 - エ 賃貸借契約書（民間賃貸住宅）

◆申請期限 令和4年3月31日

すでに引っ越した場合も平成23年3月11日にさかのぼって補助します。

お問い合わせ先

宮古市 生活課 被災者支援室
市役所1階 TEL0193-68-9136

Ⅲ 福祉・健康の支援制度

1 生活困窮の方への支援

(1) 生活保護制度

この制度では、現に生活に困窮している世帯を対象として、その困窮の程度に応じて、最低限度の生活を保障するとともに自立を支援しています。

原則として、保有している預貯金や不動産などの資産、各種の支援制度、扶養義務者の援助、稼働能力の活用などを図ったうえで、なお生活に困窮する場合に適用されます。ただし、保護を申請し、その方が家屋・自動車などの資産を直ちに処分できないなど、特別な事情があると認められた場合は、それらの資産は当面処分を猶予されるなどの柔軟な取扱いを行っています。

被災された方が避難先で生活に困窮された場合でも、避難先の市町村において保護の申請ができます。

◆生活保護の種類

生活扶助	衣・食・光熱水費などにかかる費用
住宅扶助	家賃などの費用
教育扶助	義務教育にかかる費用（学用品・教材費、給食など）
医療扶助	病院などでの医療にかかる費用
介護扶助	介護サービスにかかる費用
出産扶助	出産にかかる費用
生業扶助	就業などにかかる費用（高等就学費用を含む）
葬祭扶助	葬祭にかかる費用

お問い合わせ先

宮古市 福祉課 生活福祉係
本庁舎 1階 TEL0193-68-9083

(2) 暮らしネットみやこ相談室

宮古市内で生活困窮の方が抱える様々な支援ニーズに合わせ、一人ひとりに寄り添った生活支援、就職支援を行います。

お問い合わせ先

暮らしネットみやこ相談室 TEL0193-65-7046
宮古市末広町4番9号

2 子どものこころの健康や養育の支援

(1) いわてこどもケアセンター

東日本大震災関連の様々なこころの症状やその他こどものこころの問題全般について、医療的な支援を行います。また、必要に応じて他機関の紹介を行います。費用は保険診療になります。

◆場所および診療日時

いわてこどもケアセンター 宮古ブランチ

- ・岩手県立宮古病院5階（宮古市崎鍬ヶ崎第1地割11番地26）
- ・毎週月曜日10時30分～15時30分
- ・初診時 幼児～中学生（紹介状があれば高校生まで）

◆診療の流れ

- ①電話予約 ②診察 ③一人ひとりに合った治療方法を選びます。
（おくすり、カウンセリング、プレイセラピーなど）

お問い合わせ先

いわてこどもケアセンター（完全予約制）

Tel019-651-5111（内線5550） Tel019-651-5110（直通）

音声が届きますので5550をプッシュしてください。

紫波郡矢巾町医大通1-1-1

（岩手医科大学矢巾キャンパス内）

(2) 児童相談所

児童の養育についてのあらゆる相談に対応しています。必要に応じて調査や判定を行い、児童の健全な育成についての指導を行います。相談は無料です。詳しくは、お住まいの地域を管轄する児童相談所へお問い合わせください。

◆主な業務内容

①相談内容

- ・家庭で養育が困難な児童、身よりのない児童についての相談
- ・身体の弱い児童についての相談
- ・知的障がいのある児童についての相談
- ・身体に障がいのある児童についての相談
- ・性格行動上の問題がある児童についての相談
- ・その他児童についてのすべての相談

②判定および指導

医師や児童心理司による専門的判定を行うとともに、必要に応じ通所、訪問による個別的指導等も行っています。

※判定は無料ですが、事前予約をお願いします。

③一時保護

緊急的な一時保護や行動観察のための入所指導を行います。入所期間は相談の内容や児童の状況などにより異なります。

必要に応じて、里親への委託や児童福祉施設への入所措置を決定します。

お問い合わせ先

宮古児童相談所

Tel0193-62-4059

福祉総合相談センター 児童相談第二課

Tel019-629-9604

一関児童相談所

Tel0191-21-0560

3 被災遺児への支援

(1) 母子・父子自立支援員兼子育て支援員

母子・父子自立支援員兼子育て支援員がひとり親家庭への各種支援制度について相談を受け付けています。

お問い合わせ先 沿岸広域振興局 保健福祉環境部 TEL0193-25-2713
沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター TEL0193-64-2213
宮古市五月町1番20号 県宮古地区合同庁舎2階

(2) 未成年後見制度

①未成年後見人

未成年後見人は、未成年者（未成年被後見人）の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約などの法律行為を行います。

親権者の死亡などのため未成年者に対し親権を行う者がいない場合に、家庭裁判所は、未成年者の親族などの申立てにより未成年後見人を選任します。

お問い合わせ先 盛岡家庭裁判所宮古支部 TEL0193-62-2925
盛岡家庭裁判所 TEL019-622-3457(後見係直通)

②未成年後見人支援事業

未成年後見人への報酬は、未成年後見人からの申立てにより未成年後見人および児童の資力などの事情に応じて、報酬を支払うことの必要性和併せて家庭裁判所が決定します。

資力がない児童の場合は、未成年後見人に対する報酬および未成年後見人が加入する損害賠償保険料を県が補助します。

詳しくは、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室またはお住まいの地域を管轄する児童相談所へお問い合わせください。

お問い合わせ先 岩手県 保健福祉部 子ども子育て支援室 TEL019-629-5461
福祉総合相談センター 児童相談課 TEL019-629-9604
宮古児童相談所 TEL0193-62-4059
一関児童相談所 TEL0191-21-0560

(3) 里親制度

保護者のいない児童（要保護児童）などを家庭的な雰囲気の中で保護し、健全に養育する制度です。里親には親族里親、養育里親などがあり、里親としての登録が必要です。

里親として登録を希望する方は、お住まいの地域を管轄する児童相談所へお問い合わせください。

①親族里親

要保護児童の扶養義務者(民法第877条)およびその配偶者である親族（兄弟姉妹または祖父母など）が児童の養育をする里親のこと。

◆支給額（令和5年3月現在）

一般生活費（1歳未満の乳児）	月額 60,670 円
一般生活費（1歳以上）	月額 52,620 円

※一般生活費のほか、教育費等については別途支給があります。

②養育里親

要保護児童を養育することを希望する里親のこと。

◆支給額（令和5年3月現在）

一般生活費（1歳未満の乳児）	月額 60,670 円
一般生活費（1歳以上）	月額 52,620 円
里親手当（児童一人当たり）	月額 90,000 円

※一般生活費のほか、教育費等については別途支給があります。

お問い合わせ先

福祉総合相談センター 女性相談課 TEL019-629-9608

宮古児童相談所 TEL0193-62-4059

一関児童相談所 TEL0191-21-0560

4 緊急時の精神科受診の相談窓口

岩手県精神科救急情報センター

精神科医療機関に通院されている方やこれまで精神科にかかったことのない方、またその家族などを対象に、突然精神的に具合が悪くなった時にお話を伺い、適切な助言や必要な時に病院紹介を行う相談電話です。

- ・かかりつけ医（定期的に治療や投薬のために通院している病院やクリニック）がある方は、まずはそちらにご相談ください。
- ・訪問、診察、治療は行っておりません。
- ・緊急性の高い相談に対応することを業務としておりますので、時間をかけた継続的な相談やカウンセリングはご遠慮ください。

お問い合わせ先 岩手県精神科救急情報センター TEL019-624-6791
(24 時間 365 日対応)

5 健康づくりの支援

東日本大震災で被災した方々の健康づくりを支援するため、下記の事業を行っています。

事業名	内容
訪問指導	災害公営住宅等にお住まいの方を訪問し、健康に関する情報の提供や、相談に応じています。
健康相談	地区集会所や保健センターにおいて、こころの健康づくりや生活習慣病予防などの健康に関する講話、健康相談などを行います。

お問い合わせ先 宮古市 健康課 成人保健係
宮古保健センター TEL0193-64-0111
(平日 8 時 30 分～17 時 15 分、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

IV 相談窓口

1 生活の再建に向けた相談

(1) 宮古市生活課被災者支援室

宮古市内・外を問わず、東日本大震災・平成28年台風第10号、令和元年台風第19号で被災した方の相談を受け付けています。

◆相談時間 平日8時30分～17時15分（12月29日～1月3日を除く）

お問い合わせ先 宮古市 **生活課 被災者支援室**
本庁舎1階 TEL0193-68-9136

(2) 宮古市写真返却センター

東日本大震災津波で流失し、持ち主の分からなくなった写真やアルバムなどの思い出の品をお預かりしています。写真などをデータで閲覧することができ、見つかった場合はお返ししています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆受付時間 平日8時30分～17時15分（12月29日～1月3日を除く）

お問い合わせ先 宮古市写真返却センター
本庁舎1階（生活課 **被災者支援室内**） TEL0193-68-9136

(3) 宮古地区被災者相談支援センター

受付終了

東日本大震災津波で被災された方からの様々な相談に対応します。また、専門家による法律相談等も行っています。費用は無料です。

◆専門家

- ・弁護士（毎週火曜日）
- ・司法書士（第2水曜日）
- ・ファイナンシャル・プランナー（完全予約制）（訪問相談もあり）
※専門家相談は予約制のため、事前にお問い合わせください。

◆相談時間

平日 9時～17時（12月29日～1月3日を除く）

※ただし、専門家相談は10時～15時まで。

※ファイナンシャル・プランナーによる相談は、時間外でも対応可能ですので、予約の際にご相談ください。

お問い合わせ先 宮古地区被災者相談支援センター
TEL0120-935-750（フリーダイヤル）
宮古市五月町1番20号 県宮古地区合同庁舎1階

(4) いわて被災者支援センター

恒久的な住宅へ移行した後において、生活面や経済面等の複雑な課題を抱え、生活が安定していない東日本大震災の被災者に対し、関係機関や専門家と連携し、生活再建を支援するため、令和3年4月27日に開所された伴走型の支援を行う機関です。

◆相談・支援内容

- ・ 困りごとの解決のお手伝いをします。
- ・ 電話や設定会場での面談、個別訪問などで、相談をお伺いします。
- ・ 弁護士やファイナンシャル・プランナー〔暮らしとお金に関するアドバイザー〕など専門家による相談を繰り返し無料で受けられます。
- ・ 専門家との相談にあたり、事前に相談支援員がお話を伺って悩みや問題点を整理し、効果的かつ確実に支援を行います。
- ・ 宮古市や宮古市社会福祉協議会など、市町村や市町村社会福祉協議会とも連携します。

◆弁護士定例相談会【日程】

地区	会場	日程	時間
宮古	宮古地区合同庁舎県民ホール相談室	第4金曜日	10:00～12:00
大船渡	法テラス気仙	第3水曜日	
釜石	いわて被災者支援センター	第2火曜日	13:00～15:00
陸前高田	陸前高田市役所3階小会議室	第1金曜日	

- ◆受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時（土曜、日曜、祝祭日、12/29～1/3を除く）
※ 相談される方のご都合に合わせて訪問でのご相談も行います。

お問い合わせ先

◇ いわて被災者支援センター

〒026-0024 釜石市大町 2-4-7

TEL 0193-30-1034 (Fax 兼用) (携帯) 080-9634-6650

web <http://sumaiansin.net>

mail info@sumaiansin.net

◇ 盛岡サブセンター

〒020-0063 盛岡市材木町 3-5

TEL 019-601-7640 Fax 019-601-7641

2 住宅トラブルの相談

住まいるダイヤル

国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。中立・公平な立場から、平成12年度から令和3年度末までに、累計40万件以上の電話相談を受けています。

住宅の再建で困ったことがあればご相談ください。相談内容により、弁護士と建築士による専門家相談や、リフォーム見積チェックなども利用できます。

◆相談事例

- ・住宅の新築工事請負契約を結ぶときに気を付けること
- ・新築した住宅で雨漏りがしてきたのに直してくれない
- ・住宅の不具合について、事業者との話し合いがまとまらない
- ・リフォームにかかる費用について
- ・リフォーム工事を始めた後に、追加の工事費用が必要だと言われた

お問い合わせ先

住まいるダイヤル Tel.0570-016-100

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

IP電話などからのご利用 Tel.03-3556-5147

(平日10時～17時、土日休祝日、年末年始を除く)

3 仕事の相談

(1) 仕事探し・職業訓練の支援

①求職者サービス

宮古公共職業安定所を含む県内 12 か所のハローワークで、職業相談やカウンセリング、自己検索パソコンによる求人票の閲覧、職業紹介を行っています。

サービス	内容
あっせんサービス	求人を選定手助け、求人者への連絡、求職の公開、職業訓練の受講あっせんなど
支援サービス	就職活動セミナー、個別の職業相談、応募書類の添削など

お問い合わせ先

宮古公共職業安定所 TEL0193-63-8609
宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎1階

②職業訓練の受講

ハローワークから訓練受講のあっせんなどを受けて、訓練期間中の生活支援を受けながら必要な技能や知識を習得することができます。

	雇用保険を受給中の方	雇用保険を受給できない方
受けられる訓練	ハローワークから受講のあっせんを受け、再就職に必要な技能及び知識を習得するための公共職業訓練（離職者訓練）を受講料無料で受講できます。	ハローワークから受講のあっせんを受け、就職に必要な基本的能力を習得するための求職者支援訓練を受講料無料で受講できます。
訓練中の生活支援	ハローワークの受講指示を受け、公共職業訓練を受講する場合、雇用保険の基本手当を受給しながら受講ができ、訓練期間が雇用保険の所定給付日数を超えた後も受給できます。（要件あり）	一定の要件に該当する方は、職業訓練受講給付金を受給しながら受講できます。

お問い合わせ先

宮古公共職業安定所 TEL0193-63-8609
宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎1階

③移転費及び広域求職活動費の支給

ハローワークの紹介で遠隔地に就職面接などに行く場合の往復運賃や宿泊料、採用された場合の転居費用が一定の条件の下で支給されます。

◆対象者

雇用保険受給資格者

お問い合わせ先

宮古公共職業安定所 TEL0193-63-8609
宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎1階

④離職者資格取得支援補助金

職業訓練法人宮古職業訓練協会が実施する離職者を対象とした職業訓練課程において、資格または免許の取得をした場合に補助金を受けられます。

- ◆補助額 受験料などの費用の3分の1を補助します。
 - ・補助上限額 2万円

お問い合わせ先 宮古市 産業支援センター 商業労政係
本庁舎2階 TEL0193-68-9067

⑤就職活動にかかる各種支援

ジョブサポートデスクみやこ(就業支援員)

就職、労使関係、労働条件に関する相談をはじめ、雇用・労働に関するあらゆる相談に対応し、新卒高等学校(特別支援学校を含む)生徒の就職支援、職場定着を支援します。

お問い合わせ先 ジョブサポートデスクみやこ TEL090-3317-3441 (要予約)
宮古市五月町1番20号県宮古地区合同庁舎1階県民ホール内
平日10時~16時(相談受付15時まで)
(12月29日~1月3日を除く)

⑥母子家庭の母・父子家庭の父への就業支援

ア 高等職業訓練促進給付金

宮古市内にお住まいの児童扶養手当を受給している、またはそれと同様の所得水準の母子家庭の母・父子家庭の父が資格取得のために養成訓練を受講する場合、一定の要件を満たすときに給付金を支給します。

- ◆対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

◆支給額

非課税世帯	月額 100,000 円
課税世帯	月額 70,500 円

- ◆支給期間 養成機関での修業期間の全期間(上限4年間)

お問い合わせ先 宮古市 こども課 子育て支援係
本庁舎1階 TEL0193-68-9084

イ 自立支援教育訓練給付金

宮古市内にお住まいの児童扶養手当を受給している、またはそれと同様の所得水準の母子家庭の母・父子家庭の父が雇用保険法による教育訓練の指定講座を受講する場合、一定の要件を満たすときに受講料の一部を支給します。

※ 受講前の事前相談が必要です。

◆対象講座

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ・国が定める就業に結びつく可能性が高い講座など

◆**支給額** 受講のために支払った費用の3分の2相当額を支給します。

- ・支給限度額 20万円（ただし、12,000円を超えない場合は支給されません。）

お問い合わせ先

宮古市 こども課 子育て支援係
本庁舎1階 Tel0193-68-9084

(2) 職業訓練中や失業・離職にかかる支援

①職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない方が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講する場合、一定の支給要件を満たすときに、手当を支給します。

◆支給額

職業訓練受講手当	月額 100,000円
通所手当	所定の額（上限額あり）
寄宿手当 ※	月額 10,700円

※ 同居の配偶者などと別居して寄宿する方が対象です。

お問い合わせ先

宮古公共職業安定所 Tel0193-63-8609
宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎1階

②求職者支援資金融資

上記職業訓練受講給付金の支給対象となる方で、給付金だけでは生活費が不足する方は、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。

◆貸付上限額

同居配偶者などがある方	月額 100,000円
同居配偶者などがない方	月額 50,000円

お問い合わせ先

宮古公共職業安定所 Tel0193-63-8609
宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎1階

③失業等給付

- ・労働者が失業した場合
 - ・労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合
 - ・労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合
- などに、生活および雇用の安定と就職の促進のために給付を受けることができます。

◆対象者

- ・再就職に対して積極的な意思と能力がありながら、仕事に就くことができない状態にある方
- ・離職の日以前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上の方が12か月（倒産、解雇、雇い止め等により離職された方は離職の日以前1年間のうち11日以上の方が6か月以上）ある方

お問い合わせ先

宮古公共職業安定所 TEL0193-63-8609

宮古市小山田一丁目1番1号 宮古合同庁舎1階

④離職者対策資金貸付金（岩手県・東北労働金庫提携制度）

企業の倒産や事業不振による縮小または雇い止めなど、事業主の都合により離職した方に対して生活資金を貸付け、生活の安定と求職活動を支援します。

◆融資内容 ※ 原則として1名の連帯保証人が必要です。

融資限度額	100万円
年利	1.25%
返済期間	10年以内

◆対象者

- ・離職後1年以内であって、求職活動中の方
- ・原則として県内に1年以上居住している方（雇い止めなどによって県内に帰省してきた方の場合は、原則として帰省直前の居住地に1年以上居住していた方）
- ・離職時の事業所に1年以上勤務していた方
- ・ハローワークから雇用保険受給資格者証の交付を受けている方（基本手当の所定給付日数の受給を終了している場合は、終了後6か月以内の方）

お問い合わせ先

東北労働金庫岩手県本部 TEL0120-1919-62（フリーダイヤル）

4 被災事業者への支援

(1) 宮古市被災中小企業対策資金利子等補助金

中小企業者の負担の軽減および経営の安定を図り、市内経済の早期の回復を図ることを目的として、東日本大震災で被災した中小企業者が復旧のために借入れた資金について、利子および保証料を補助します。

◆対象者

次のすべてに該当する中小企業者

- ・宮古市内に本店を有する法人または住所を有する個人（資金使途も宮古市内に限ります）
- ・市税を完納している中小企業者
- ・東日本大震災で被害を受けた者

◆交付対象資金

次のいずれかの資金の融資を受けた場合に対象となります。

- ・日本政策金融公庫の災害貸付資金
- ・商工組合中央金庫の災害復旧資金
- ・岩手県中小企業東日本大震災復興資金
- ・岩手県中小企業災害復旧資金（新規取扱は終了しました。）

◆補助内容および限度額

10年以内の借入期間の利子などを補助します。

- ・東日本大震災からの復旧のための資金1千万円以内

(2) 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により直接的または間接的に被害を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者を対象として、既存の制度に加えて内容を拡充した東日本大震災復興緊急保証の認定を行います。

◆対象者

宮古市内に事業所を有し、当該事業所などが東日本大震災により損害を受けた中小企業者

◆認定要件 売上高減少

東日本大震災発生後の最近3か月間の売上高・販売数量が震災の影響を受ける直前の同期の売上高・販売数量に比べ10%以上減少していること

◆支援内容

認定を受けた中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に、一般保証とセーフティネット保証とは別枠に、無担保保証で8千万円、普通保証で2億円の信用保証協会の100%保証を受けることができます。

お問い合わせ先

宮古市 産業支援センター 商業労政係
本庁舎2階 TEL0193-68-9067

(3) 岩手県被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金**終了**

被災した工場・事務所などの事業所（法人または個人）の修繕または新築などを行う際、新たに太陽光発電システムを設置する場合に、経費の一部の補助が受けられます。

◆対象事業所

次の条件すべてに該当する事業所

- ・被災した事業所のり災判定が半壊以上
- ・平成24年4月1日以降に太陽光発電システムを設置し、対象事業者（被災事業者）自らが使用
- ・電力会社との電力受給を開始

◆補助内容

設置に要する経費に対し、太陽電池モジュールの公称最大出力に1kWあたり2万円を乗じた額を補助します。

〈例〉太陽電池モジュールの公称最大出力が3.58kWの場合

$$3.58\text{kW} \times 20,000 \text{円} = 71,600 \text{円} \rightarrow 71,000 \text{円}$$

※ 太陽光発電システムの設置にかかる岩手県の他の補助金との併用はできません。

◆対象となるシステム

修繕や新築などを行う建物に設置する太陽光発電システムで、次の条件すべてに該当すること

- ・岩手県内に新たに設置した太陽電池発電によるもの
- ・太陽電池モジュールの公称最大出力が10kW未満であるもの

◆申請期間 令和3年度 令和3年4月1日～令和4年3月10日

※ 予算額に達した時点で受付を終了します。

お問い合わせ先

岩手県 環境生活部 環境生活企画室
温暖化・エネルギー対策担当
TEL019-629-5273

5 困りごとや悩みごとの相談

(1) 地域の身近な方への相談

①生活支援相談員

宮古市社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、被災者の支援を行っています。

◆支援内容

- ・訪問による見守り、相談、情報提供、生活支援の実施
- ・生活福祉資金貸付に関する相談
- ・福祉サービスなど各種生活支援サービスの利用援助
- ・福祉サービス、生活支援サービス利用者を支えるための近隣住民・ボランティアへの協力依頼や調整
- ・集う場づくりとコミュニティづくりへの協力
- ・被災者支援にかかる諸団体、自治体との連絡調整

お問い合わせ先

宮古市社会福祉協議会 Tel.0193-77-3061 (直通)
宮古市小山田二丁目9番20号

②民生委員・児童委員

次のようなことでお困りの方は、民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

◆相談の例

- ・一人暮らしになった
- ・日常生活に介護が必要になった
- ・福祉サービスを受けたい など

各地区には、地域住民の暮らしと福祉の良き相談相手として、厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員がいます。また、児童の問題を専門的に担当する民生委員・児童委員として、主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員は、市民の皆さんと行政を結ぶパイプ役としても活動を行っています。民生委員・児童委員は、職務上知り得た秘密を守り、常に公平・公正な立場で職務を行っております。安心してご相談ください。

お住まいの地区の民生委員・児童委員がわからない方、民生委員・児童委員について詳しく知りたい方は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

宮古市 福祉課 地域福祉係
本庁舎1階 Tel.0193-68-9082

(2) 東日本大震災によるストレスや悩みなどの相談

① 心のケアセンター

東日本大震災による心身の不調などについて、専門のスタッフが相談を受け付けます。

◆ 予約受付時間 平日 9 時 30 分～15 時 30 分

お問い合わせ先 宮古地域心のケアセンター Tel.0193-62-1077

② 心の相談電話

大切なご家族を災害、事故、自死、病気などで亡くされた方の相談をお受けしています。また、災害などによるストレス健康相談について電話で受け付けます。

◆ 受付時間 平日 9 時～18 時（祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ先 心の相談電話 Tel.019-622-6955
盛岡市本町通三丁目 19 番 1 号 岩手県精神保健福祉センター

③ いのちの電話

心の悩みや自殺を含む様々な精神的危機にある方たちの相談をお受けします。

ア 自殺予防いのちの電話

◆ 受付時間 毎日 16 時～21 時
毎月 10 日 朝 8 時～翌朝 8 時（24 時間）
◆ 相談電話番号 0120-783-556（フリーダイヤル）

運営団体 一般社団法人 日本いのちの電話連盟

イ 盛岡いのちの電話

◆ 受付時間 月曜日～土曜日 12 時～21 時
日曜日 12 時～18 時
◆ 相談電話番号 019-654-7575

運営団体 社会福祉法人 盛岡いのちの電話

④よりそいホットライン

どんな人のどんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。

ア 被災三県から Tel0120-279-226 (つなぐ・つつむ) (フリーダイヤル)

音声ガイダンスの後に相談したい内容を選択

番号	内 容
1 番	生活や暮らしに関する相談
2 番	外国語による相談
3 番	性暴力、DV (ドメスティックバイオレンス) など女性の相談
4 番	性別や同性愛に関する相談
5 番	死にたいほどのつらい気持ちを聞いて欲しい方
8 番	10 代、20 代の女の子のための相談

イ 全国から Tel0120-279-338 (つなぐ・ささえる) (フリーダイヤル)

音声ガイダンスの後に相談したい内容を選択

番号	内 容
1 番	生活や暮らしに関する相談
2 番	外国語による相談
3 番	性暴力、DV (ドメスティックバイオレンス) など女性の相談
4 番	性別や同性愛に関する相談
5 番	死にたいほどのつらい気持ちを聞いて欲しい方
8 番	被災者の方で困っている方

運営団体

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター <http://279338.jp/>

(3) 法律相談

①宮古市弁護士無料法律相談

弁護士による法律的な助言を希望する方のために、無料法律相談を行っています。相続や家族間のトラブル、不動産の問題、借金、交通事故などのご相談に、岩手弁護士会の弁護士が対応します。

※ 事前に予約が必要です。

◆開催日時 木曜日 10時～15時 1人あたり 30分（閉庁日及びお盆期間を除く）

◆予約先 宮古市 市民相談室
平日 8時30分～17時15分（12月29日～1月3日を除く）

お問い合わせ先

宮古市 市民相談室
本庁舎 1階 TEL0193-68-9081

②法テラス（日本司法支援センター）

国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所です。お金の問題、ご夫婦・子どもの問題、相続や不動産のお悩みなど、お問い合わせの内容にあわせて、解決に役立つ法制度や相談窓口をご案内します。

また、経済的に余裕のない方を対象に、弁護士・司法書士による無料法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士費用の立替えも行っています。

○ 東日本大震災無料法律相談

受付終了

◆対象者

東日本大震災の発生時に、災害救助法が適用された市町村に自宅・営業所などがあつた方

※ 岩手県は、県内全域で災害救助法が適用されています。

※ 法人は対象外です。

◆受付期限 令和3年3月31日

お問い合わせ先

法テラス岩手 TEL050-3383-5546（平日9時～17時）
盛岡市大通一丁目2番1号 岩手県産業会館本館2階

③岩手弁護士会

○ 被災地無料法律相談

岩手弁護士会では、東日本大震災により被災された方のため、被災地において、弁護士による無料相談会を行っております。

いわて被災者支援センターの定例相談会のほか、山田町、大槌町でも行っています。

岩手弁護士会山田町法律相談センター
山田町中央コミュニティセンター2階 第1研修室

岩手弁護士会大槌町法律相談センター
大槌町役場3階 小会議室

お問い合わせ先

受付時間 月～金 9時～17時

Tel.019-623-5005（両センター共通）

（４）裁判所の手続案内窓口

岩手県内の裁判所では、裁判手続の利用をお考えの方に、無料で手続をご案内しています。問題を解決するための裁判手続の概要や申立方法（費用や書類）などをご説明します。

◆手続案内事例

- ・東日本大震災で亡くなったり、行方不明となった方の財産に関する事
- ・判断能力がなくなった方の後見（財産の管理）などに関する事
- ・土地や建物の賃貸借などに関する事
- ・手形や小切手などの有価証券の紛失に関する事
- ・借りたお金を返せないなど

お問い合わせ先

盛岡地方・家庭裁判所宮古支部

宮古簡易裁判所

Tel.0193-62-2925

宮古市宮町一丁目3番30号

お問い合わせ先一覧

宮古市役所

総務部	税務課	管理係	0193-68-9071
		市民税係	0193-68-9072
		資産税係	0193-68-9073
エネルギー・環境部	エネルギー推進課	エネルギー推進係	0193-68-9079
市民生活部	総合窓口課	国民健康保険係	0193-68-9075
		医療給付係	0193-68-9076
		市民窓口係	0193-68-9077
	生活課	被災者支援室	0193-68-9136
		写真返却センター	0193-68-9136
		市民相談室	0193-68-9081
保健福祉部	福祉課	地域福祉係	0193-68-9082
		障がい福祉係	0193-68-9135
		生活福祉係	0193-68-9083
	こども課	子育て支援係	0193-68-9084
	介護保険課	管理係	0193-68-9085
	健康課	成人保健係	0193-64-0111
産業振興部	産業支援センター	商業労政係	0193-68-9067
	農林課	林政係	0193-68-9097
都市整備部	都市計画課	まちづくり推進係	0193-68-9105
		管理計画係	0193-68-9108
	建築住宅課	公営住宅係	0193-68-9107
		建築指導室	0193-68-9129
上下水道部	生活排水課	給排水普及係	0193-71-2299
	経営課	経営管理係	0193-63-1115
教育委員会事務局	学校教育課	学校教育係	0193-68-9116
田老総合事務所			0193-87-2111
新里総合事務所			0193-72-2111
川井総合事務所			0193-76-2111
崎山出張所			0193-62-6036
津軽石出張所			0193-67-2111
重茂出張所			0193-68-2111
花輪出張所			0193-69-2111
小国出張所			0193-78-2111
門馬出張所			0193-77-2111
川内出張所			0193-75-2111

岩手県の機関

環境生活部	環境生活企画室	019-629-5271
保健福祉部	子ども子育て支援室	019-629-5457
復興防災部	復興くらし再建課	019-629-6917
教育委員会事務局	教育企画室	019-629-6109
	学校教育室	019-629-6136
沿岸広域振興局	保健福祉環境部	0193-25-2713
	宮古地域振興センター	0193-64-2211
	宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
	宮古保健福祉環境センター	0193-64-2213
	宮古土木センター 管理課	0193-64-2221
福祉総合相談センター	児童相談	019-652-4152
	女性相談	019-629-9610
宮古児童相談所		0193-62-4059
一関児童相談所		0191-21-0560
精神保健福祉センター		019-629-9617

国の機関

宮古税務署		0193-62-1921
盛岡地方法務局 宮古支局		0193-62-2337
盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所		019-622-3165
	宮古支部（宮古簡易裁判所）	0193-62-2925
岩手運輸支局		050-5540-2010
宮古公共職業安定所		0193-63-8609

宮古社会福祉協議会

地域福祉課（直通）		0193-77-3061
田老福祉センター		0193-87-2224
新里センター		0193-72-3437
川井センター		0193-76-2310
くらしネットみやこ相談室		0193-65-7046

奨学金・就学進学への支援

公益財団法人みちのく未来基金		022-724-7645
中央共同募金会		0120-768-660
ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会		03-5250-2050
毎日新聞東京社会事業団		03-3213-2674
三菱UFJ信託銀行		0120-622-372
朝日新聞厚生文化事業団		03-5540-7446
三井住友信託銀行		03-5232-8910
岩手育英奨学会		019-623-2050
盛岡市 総務部 危機管理防災課 復興推進係		019-613-8386

県立学校

岩手県立大学	019-694-2010
岩手県立大学盛岡短期大学部	019-694-2010
岩手県立大学宮古短期大学部	0193-64-2230
岩手県立宮古高等看護学院	0193-62-5022
岩手県立一関高等看護学院	0191-23-5116
岩手県立二戸高等看護学院	0195-25-5141
岩手県立産業技術短期大学校 矢巾キャンパス	019-697-9088
水沢キャンパス	0197-22-4422
岩手県立宮古高等技術専門校	0193-62-5606
岩手県立千厩高等技術専門校	0191-52-2125
岩手県立二戸高等技術専門校	0195-23-2227
岩手県立農業大学校	0197-43-2211

住まいの支援

いわて被災者支援センター	019-601-7640
株式会社寿広 宮古市営住宅管理センター	0193-62-5600
一般社団法人岩手県建築士事務所協会 被災住宅相談窓口	019-651-0781
マッチングサポート制度窓口	019-651-0784
住まいるダイヤル	0570-016-100
住宅金融支援機構お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル	0120-086-353
住まいの復興給付金事務局	0120-250-460

福祉・健康の支援

いわてこどもケアセンター	019-651-5111
岩手県精神科救急情報センター	019-624-6791

相談窓口

岩手弁護士会 法律相談センター	019-623-5005
法テラス岩手	0120-078309
宮古地域こころのケアセンター	0193-62-1077
こころの相談電話（岩手県精神保健福祉センター）	019-622-6955
自殺予防いのちの電話	0120-783-556
盛岡いのちの電話	019-654-7575

その他

軽自動車検査協会岩手事務所	050-3816-1833
ジョブサポートデスクみやこ	090-3317-3441
東北労働金庫岩手県本部（ろうきん相談窓口）	0120-1919-62

宮古市役所

- ◆開庁時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分
(土曜日・日曜日・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は閉庁します)
- ◆住所 〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目 1 番 30 号
- ◆電話 0193-62-2111 (代表)
- ◆ファックス 0193-63-9114
- ◆電子メール info@city.miyako.iwate.jp

東日本大震災により被災された方の宮古市被災者支援ガイドブック

令和2年4月発行（編集）
令和5年6月改訂

宮古市 市民生活部 生活課 被災者支援室

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

（直通） TEL 0193-68-9136 FAX 0193-63-9110

（代表） TEL 0193-62-2111

宮古市ホームページ <http://www.city.miyako.iwate.jp/>